

# 「種子島家譜」小考

林

(本館 学芸専門員)

匡

はじめに

平成十二年（二〇〇〇）二月現在、黎明館調査史料室では、平成十二年度刊行予定の『旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集三』（諸家系図・諸家系図文書）の編集の大詰めを迎えていた。その一方、平成十三年度刊行予定の『旧記雑録拾遺家わけ九』の編集作業にも入った。この九冊に及ぶ『家わけ』編に三冊（家わけ四・八・九）にわたって収載されることになったのが、昭和三十二年（一九五七）に鹿児島県重要文化財に指定された種子島家文書の一つの「種子島家譜」（種子島時邦氏所蔵、西之表市種子島開発総合センター寄託。以下「家譜」とする）である。

「家譜」の成立・経緯・その復元などの詳細については、「家譜」卷一から卷二十六までを収めた『旧記雑録拾遺家わけ四』の五味克夫氏の解題がある。ここにその一部を要約させていただくと、次のようにある。

(2) 今回刊行の「家わけ八」について

「家譜」卷二十七から卷八十九のうち、卷二十七（文化八年（一八一〇）から卷七十三（安政四年（一八五七））までを収載する。(1)で記したように、卷二十七から卷四十のうち、焼失を免れた卷三十四・三十五・三十六の三冊以外は、そのままの形での復元が不可能であった。しかし、これが復元され得たのは、当時種子島高校教諭であった鮫島宗美氏の和訳作業（昭和二十六年春開始、同三十六年完了。昭和三十七年に熊毛文学会より六巻本として全巻分刊行。但し、文書は殆ど採録されず、記事

(1) 「家譜」（正・副本）の焼失と復元について

正本は鹿児島市高麗町の種子島邸にあつたが、昭和二十年六月十七日の空襲で焼失。（この際に、「家譜」の続きである卷九十から卷九十三

のみ。ここでは「鮫島本」と呼ぶ。が、焼失時に巻四十二にまで及んでいたおかげであった。但し、記事の復元はできたものの、文書については一部の復元にとどまり、それ以外は復元が見込めない状況にある。

### (3) 「家譜」の成立について

次の種子島家家譜は上妻隆直編。元祖信基から一八世久時まで。延宝元年（一六七三）命を受け、同五年完成した「種子島譜」である。家老肥後英信の文書整理を上妻隆直が継承。隆直は家譜以外にも正系図・庶流系図・手鏡・文書写を集成。他に隆直は種子島の地理・歴史を要約した『懐中島記』（西之表市立図書館刊、郷土資料集五）がある。

二次は平山顯友編。元祖信元から二一世久芳まで。明和六年（一七六九）完成。現在の「種子島正統系図」であり、多数の文書を取り込んだ点が特色。この第一次と第二次の家譜は「旧譜」として櫃におさめられて伝来・現存する。

三次は上妻宗恒編。元祖信基から二三代久柄まで。寛政十年（一七九八）に編纂の命を受け、文化二年（一八〇五）に完成。これが「種子島家譜」で、その後も編を重ねて、文化八年九月には文化七年までの「家譜」編纂の功労に対し、宗恒らに行賞がなされている。

### (4) 文化八年以後（巻二十七以降）の「家譜」について

文化七年までの「家譜」と文化八年以降の「家譜」では、表紙の色題簽を異にしていたという（増村宏氏「種子島家譜について」鹿児島大学文理学部研究紀要『文科報告』第三号）。また、巻二十七から巻八十五（明治二年）までは一年一冊の形式。巻八十六（明治三年）以後は数

年毎の合冊。明治二十五年（一八九二）に編纂局が開かれた（増村氏前掲書。種子島文書の「御家譜編纂日記」による）。この編纂局による明治二十五年から三十四年までの四冊が、戦災で焼失したものと考えられる。

以上の点をふまえた上で、今回刊行される『家わけ八』に収載される「家譜」について、その内容紹介も併せて、自分自身が興味を抱いた箇所をとりあげてみたい。確かに、復元し得なかつた文書が少なくなかつたのは残念だが、記事や残された文書の整理し、各項目をデータとしてまとめる中で、いろいろな種子島の姿が浮かび上がつてくるのではないか、そう考えるのである。「家譜」のように一つの地域を長期にわたつて対象とみることのできる史料は、鹿児島県では大変稀少で貴重なものである。情報が多岐にわたるので、今回はごく一時期・限られた項目しか紹介できないが、継続的に取り組んでいく価値のあるものと考えている。以下、現段階の作業状況と気付いたことなどをいくつかまとめてみたい。

#### 1 「家譜」人名一覧作成作業（別表①参照）

『家わけ八』の編集・校正において、人物名の比定は勿論だが、表記の異同がどうなつてているのか、その状況を確認したいと考えて、一部の作成を試み、現在作業進行中である（巻二十七から巻三十。最終的には巻七十三まですすめたいと考えている）。別表①はその一例である。幕府関係者（文化八年から文化九年には、伊能忠敬ら一行が屋久島・種子島の調査で渡海している。その関係が『家わけ八』当初は多い）や藩主

島津氏関係（重豪・斉宣・斉興・斉彬や女性・子弟ら）、藩家老や各役職の者、種子島家の用頼や親族、種子島島主と子弟・婦女ら、種子島家の役人（家老）・物奉行・用人の三役以下の諸役の者、士分の者、村や野町・浦の居住者、庶民層（百姓や浦人・水手、塩屋など）、僧侶、漂流者や流人・処罰された人名などに分けて作成中である。この作業を感じることは、予想よりはるかに人名表記の相違が少ない、ということである。まだ全体を網羅していないので、人名の扱いは慎重を期さねばならないが、データとして十分活用できるのではないか、と思つてゐる。人名一覧は、勿論ある人物の動きを追いかけるのに便利であるが、それだけではなく、種子島という私領での、具体的な人々の動きを窺う

（註1）材料となり、また例えば役職の位置づけなども窺うことができることだろう。また、「家譜」の性格上、民衆の活動などは断片的にしかわからぬが、それでも大量の人名をデータとして見直すと、意外に村や浦内外でのつながりや営みを知る事が可能となるのではないかとも考へる。但し、記事の部分は（一旦焼失した巻に限らず）簡略で、そのまま内容を鵜呑みにはできないこともある（註2）。また、巻二十七から巻四十は文書が殆ど残っていない点は先述の通り（註3）であるが、他史料とも併せて考へる（註4）中で、近世薩摩藩内外の政治社会状況を考える素材となるであろう。

（註1）別表①-(a)の「種子島氏（島主関係）」では、二三代島主久照（久柄）・二三代久道（輔時・久徴）について、特に久照晩年から久道への家督相続の状況を簡潔に知る得るだろう。また、別表①-(b)では、藩から種子島に定期的に派遣される締方横目が、何時来島して帰鹿する

のか、滞在期間の概略を知ることができる。このような作業は、記事にててくる人物の前後の状況を考える一つの材料にはなろう。また、別表①-(c)のように、断片的で同一人物かどうか一記事ではわかりにくい百姓・水手らについても、所属する村や浦・船・塩屋などから推定していくことが可能ではないか、と考えている。（特に、薩摩藩や種子島家の貿易活動や、私的な抜荷（民衆レベルでの貿易活動）との関わりで、船頭や浦人・水手の具体的な姿が少しでも浮き彫りにできないものか、と考えている。）

（註2）具体例をあげる。「家譜」巻四十八、天保三年（一八三二）二月二八日条には、次のように記されている（返り点は除く）。

「○同日、水手三右衛門・庄蔵、去々年欲爲商買渡于喜界島、歸來之候洋中逢逆風漂着于唐土、去年乘來朝船將還、洋中逢難風破船溺死、唐人告之長崎官廷、長崎奉行達之國老、故官傳其命。」

記事からは、種子島の水手三右衛門と庄蔵が、一昨年（天保元年）に喜界島に商賣にでかけ、帰途逆風のために中國大陸に漂着、去年中國船で帰還しようとしたが洋中難風のために破船・溺死してしまったこと、この一件が唐人から長崎奉行へ報告され、薩摩藩家老にその旨達示があり、種子島家に伝達されたことがわかる。しかし、實際は少し異なるようだつた。鹿児島県立図書館所蔵「卯四番唐船より連渡候漂流人一件全」（鹿児島県史料集38）譯司冥加録・漂流民関係史料に所収）は、長崎奉行大草能登守高好が、坊津に漂着した唐船と、同船から送られてきた薩摩藩領漂流民を取調べ、勘定奉行土方出雲守勝政とその下役牧野長門守成文に報告した八冊の記録（写本）である。卯四番唐船（天保二年卯年南京

船主李少白が長崎に派遣した唐船は、十二月八日に坊津漂着、翌天保三年正月二十二日に長崎着、二十二日から吟味が始まり、その終了と漂着民十名（船頭和田賀藤次以下）の薩摩藩引き渡しは五月十七日であった。なお、本史料の詳細については宮下満郎氏の解題を参照していただきたい。

「卯四番唐船より連渡候漂流人一件全」の報告をみると、次のように記されている。漂着したのは、足軽格は船頭の西田賀藤次、鍛錬の和田治左衛門、賀藤次伴の鍛錬西田伊平次の三名で、外七名は全て大日丸（島津齊興の手船）水主であった。水主の出身は、種子島の助市の外、

秋目浦二名・指宿・指宿摺之濱浦各一名と今和泉浦二名で、全て南薩の浦人であった。喜界島へ勤番交代のために出発した際には、薩摩藩士と召仕らの計七名、秋目浦人二名・指宿の者一名・指宿摺之濱浦人二名・今和泉浦人三名・種子島島民は四名で都合十九名。喜界島用米・大豆などを積み三月二十一日に鹿児島を出帆、閏三月十七日の夜に喜界島着。ここで勤番交代の藩士と召仕らの出入りがあつて二十二名となり、島の年貢である砂糖を凡そ千樽・尺筵七百束を積み込んで六月二十六日出船、一度大島に船を繋いでから改めて出船したところ遭難し、中国の定海県内の舟山に漂着した。そこで種子島の庄蔵は病死し、残り二十一名は乍浦へ移され、そこでもまた一名病死、残る二十人は半数に分かれて天保二年六月出船するものの、一艘は乍浦へ乗り戻り、一艘は寧波沖の剣山で破船し、乗船していた日本人漂流民は溺死した。種子島の三右衛門と廣右衛門はここで死んでいる。乍浦に戻った十名は再び卯四番唐船に乗つて十一月十二日出帆し、坊津に漂着したのである。

すなわち、「家譜」の記事からは三右衛門・庄蔵が商売のために喜界

島に渡り、その帰途遭難・中国へ漂着。中国からの帰還の際に難破・溺死したかに解釈できるのだが、実際には、喜界島へ藩の御用船に水主として（個人的な売買をなしえたかどうか不明）乗船したこと、水手十二名の内、四名が種子島の者であったこと、中国大陆へ漂着直後に庄蔵は病死し、「家譜」記事の如く日本へ向かつた唐船に乗つて破船・溺死したのは三右衛門と廣右衛門の二名、結局四名中生存帰還できたのは助市のみであったことになる。「家譜」の記事だけが全てではなく、また正確ではない場合もあるために、その利用は慎重であるべきだろう。

（註3）「家譜」卷二十七から四十の中で、記事のみで文書の欠けてい るものは約一三〇程ある。その中で、試みにいくつかの鹿児島県史料で 補つてみた（別表②-1(a)の文書一覧）。例えば追録7-1-1-32は、「旧 記録追録七」の一一二二号文書を、斎彬公史料1-2は「斎彬史料二」 の二号文書である。わずか6例だが、少しでも補なつていただきたいもので ある。

（註4）この一例を示す。「家譜」卷四十七、天保二年（一八三一）二 月廿四日条に次の記事がある。

「○廿四日、以増田村之伊藏爲日州波見之紋太郎舟水手、於波見港破船 之日溺死、波見之吏告之。」

この記事には「日州波見」とあるが、実際には大隅国高山郷に所属する浦町で、大隅半島中央を東に流れ志布志湾に注ぐ肝属川河口部南岸にあり、対岸の串良郷の柏原浦とともに志布志湾西部の漁業・交易の拠点だった。「調所広郷履歴」（東京大学史料編纂所所蔵）から、砂糖の専売

や上方などへの廻米に利用する藩の御用船に利用される船（二十三反帆の大船を筆頭に五反帆など中船が多い）が、波見や柏原を含む諸港で造られたことがわかる。「家譜」には度々波見を日向国として記す箇所がみられる。「家譜」記録者の意識からであろうか。柏原が中世に日向国として意識された可能性はある（『旧記雜錄』所収応永十九年（一四一〇）十一月十三日「島津久世宛行状」や『旧記雜錄拾遺家わけ二』所収の延元四年（一三三九）一月十一日「左衛門尉為秀書下」・「肝付兼重書状」など）が、近世においても、蛇行が激しく流路の変化が激しかった肝属川河口のこの地域では「国」の境界意識は厳密ではなかつたといふことだろうか。

さて、この記事の概略は、「（種子島）増田村の伊藏なる者が、紋太郎の舟の水手（水主）となつていたが、波見の港において破船し、同日溺死した、と波見の役人が告げた」ということである。波見・柏原の港については、『三國名勝図会』（青潮社）では、柏原の砂州が河口に横に湾曲して出ており、海口は狭く、僅か二十歩にすぎないこと、ために「潮水吐呑」の時には肝属川の流れと相激して荒れ、船舶がこれに遭遇すれば破損・転覆沈没の難があるため、干満を察して通行する。満潮時は五百石積の船など巨舟出入り自在、と記される。この日の状況をより具体的に知り得る史料がある。『守屋舎人日帳』（秀村選三註、文献出版）第一巻、天保二年の二月廿四日から三月一日の日帳である。二月廿四日は、雨曇天であった。（紋太郎）  
〔通不相済〕船番三人召載置候処、今朝六ツ半時分及破船候段、五ツ時分浦役方ヨリ申出候、最早〔原ヨリ〕（柳）締方横目衆有馬藤〔（柳）〕（岩元）入未切〔通不相済〕（柳）・□助七殿、鳴御統米取締谷山次郎右衛門殿・富山伝内左衛門殿・井谷江

被差越候ニ付、直ニ在浦之夫不残遣候様、庄屋方□□付候、尤柳井谷江差越候處、志布志之八十八・種子嶋之伊藏不相知候、御米式拾三表打揚候」とあり、この日朝七時頃に、藩の米六百八十俵と船番三人を載せた三徳丸（当時の大型船である。三徳丸は、その名称から波見の豪商重家の所有する船（『高山郷土誌など』）と考えられる）が破船し、その報告が浦役より八時頃高山郷麓にもたらされた。串良郷の柏原から締方横目・嶋御統米取締各一名が、柳井谷（波見浦南東に位置する、志布志湾に面した小集落。三徳丸は肝属川河口からこの柳井谷方向に流されて破船したものか）に到着、在浦（波見・柏原）の夫が残らず動員された。船番二名（志布志の八十八・種子島の伊藏）が行方不明、米は二十三俵打揚げられた。しかし、この日はこの続きの記述から、四ツ時分（午前十時）頃にも柏原の三次の所有する寶藏丸が破船（この方は米も全て引き揚げられたようだが）したように風波強く、行方不明者の搜索や米かき方も難航したことがわかる。志布志の八十八の死体は翌日打揚げられ、以後も米かきとともに米の干し方が行われている。廿七日には諸役人の立会で干し米を俵に詰め（四十二俵程になる）、これらの米は入札払いとされ（同廿八日条）、一部差し引かれた後に一俵五百四十一文から六百八文内で入札払された（同廿九日条）。そして種子島の伊藏の行方はついにわからぬまま溺死とされ、三月朔日に「種子嶋役人方江問合候」となつた。この史料からは、一度破船が出ると、どのような対応がとられるのかを具体的に知り得て興味深い。（家譜）においても、破船・漂着などの記事はよくみかけられる。浦の人々を中心として捜索や積荷の回収がはかられたであろう。なお、この紋太郎の活動については、「家譜」卷五十、天保五年二月条に「○官 命高山破見浦之紋太郎船三幾丸水手種

子島之宗次郎・仁平太・太吉・市次郎・弥次郎・善太有罪、囚之于評定所故點檢親族及家財可呈之」とみえ、また同年十月条に「○官流波見浦之紋太郎船三幾丸水手種子島之善吉・太吉于德之島、市次郎・彌次郎于大島、宗次郎于沖永良部島、以盜官所載之昆布也、仁平太者於牢中死」と記されることからも、複数の大船所有者であり、米以外にも藩の積極的な貿易政策（昆布などの密貿易）に関わっていたことが推測される。そして、波見の豪商の船に、種子島島民が水手として乗船していることもわかる。このような例は「家譜」に散見される。また種子島の船頭や水手が自らの利得のために抜荷を行うことも度々であった。藩当局も取締強化を打ち出している。「家譜」天保五年十月の「諏訪武教外三名連署達書」では、この抜荷事件も関連してであろう、次の様に諸郷・私領に命じている（『家わけ八』二七二号文書）。

「唐物抜荷取企候者は可被行嚴科旨、従前々段々申渡置候處、軽き依品物而は不苦儀と心得違、抜荷取企候者も有之候而は不可然事ニ候、（以下略）」

なお、当時の薩摩藩の密貿易構造や展開については、徳永和喜氏の「島津氏の南島通交貿易史—南島の国際性と薩摩藩の琉球口貿易の展開—」（海と列島文化<sup>5</sup>『隼人世界の島々』小学館）など一連の研究に詳しい。

## 2 「家譜」文書一覧（別表②参照）

「家譜」卷一十七から四十までの文書欠・記事のみの一覧表(a)の外に、『家わけ八』収載の全文書（一号から五〇七号文書まで）を簡単にまとめてみた。勿論、各文書の解説や分析は表面的であり、今後検討していくなければならない。（例えば藩家老の申渡の対象が、藩全体なのか、

種子島対象なのか、文書を受けたのは誰（どの役職）かといった点や、「申渡書」などの主体の確定なども未整理である。薩摩藩・幕府の当該期の政治社会状況の整理が必要である。）ただ、一覧して関係項目での検索には便利であろう。また、編年史料であるのに異なる年次の史料が入っている箇所もわかりやすい。

目についたところで一例あげてみたい（別表②）(b)。

「家譜」卷四十一、文政八年（一八二五）二月の「幕府達書」・「幕府異国船打払令」・同年五月の「新納久邦外二名連署申渡書」、そして天保五年（一八三四）十一月の「某申渡」（『家わけ八』一一八の1-4号文書）をみてみよう。

「幕府達書」（一一八の1号文書）と「異国船打払令」（同2号文書）は、文化五年（一八〇八）のフェートン号事件や前年に起こった薩摩國宝島でのイギリス捕鯨船乗組員の起こした掠奪事件などがきっかけで出された法令で、特に後者は有名である。幕府は「事を好候筋ニ而者無之候」としながらも、近來の様子は捨て置けずとして、断固とした措置と詳細な異国船漂着や接触の報告を命じている。しかし、これを浦を抱える諸所に令達した「新納久邦外二名連署申渡書」の内容は、幕府の求めた対応とは異なっていることがわかる。（しかもこの文書は朱線で抹消されている。）「異国船渡來之節取計之趣、別紙式通此節從公儀改而被仰渡候間、可得其意」としながら、続けて「乍然御領國之儀者三方津海を受、島々ニ至り、別而之異國口ニ而異船往来之場所候得者、実ニ及難船漂着、食物・水・薪等拂底愁訴之儀も可有之候間、委曲相糺し、何國之船并言語文字不相用候辻も、手様を以相尋、其場相應取計無難帰帆可為致候、卒忽之動等有之候而者事を引起候基ニ而不可然事候」とし

てゐるのである。藩当局者が最も恐れていたのは「事を引き起<sup>ハ</sup>す」と  
だつたことがわかる。「現場」に近い者ほど、現実的対応を優先させる  
といつたところだろうか。（勿論、「万<sup>一</sup>不法之模様見受候ハ、打潰<sup>ニ</sup>而  
も時宜相當可取計候」と、いざという場合は指示しているが。）しかし、  
この藩の姿勢は、問題に直面する種子島では、混乱を引き起<sup>ハ</sup>した。

同年五月の「種子島久道伺書」（『家わけ八』一一九の1号文書）をこ  
こに掲げる。

「異國船御手當之儀ニ付而者前々より段々被仰渡候處、七嶋之内宝嶋江

異国人致上陸及狼藉、右ニ付異國船漂着之節取扱之次第、去閏八月委細  
被仰渡置、其段承知仕居申候、然處國々之廻船便船於海上異國之船江親  
ミ候儀、前々より御法度之事ニ候、今般於浦々ニ異國船乗寄次第可打拂  
旨、改而被仰渡趣當四月被仰渡ニ付而者、異國船乗寄候節右通取計可  
申哉、又者去閏八月被仰渡置候通取扱可仕哉、種子島之儀者遠海上之事  
御座候得者、差掛奉得御差圖候も相調不申候ニ付、何様相心得罷居候而  
可然哉、此段御内意を以奉得差圖候、此等之段被仰上可被下儀奉頼候、  
以上、

種子島伊勢（久道）

五月

種子島久道は異國船乗り寄せに際して、今年四月に命じられた異國船  
打払令に従うのか、または昨年閏八月に命じられた異國船漂着への対応  
でよいのか、指示を求めていた。これに対する藩家老の指示は、「去申  
(文政七年) 閏八月に申し渡した通りに心得よ、詳しく述べ追つて申し渡  
す」というものであった（文政八年五月「町田久視申渡」「家わけ八」

一一九の2号文書）。つまり、(1)一月の幕府の2通の命令は四月には種  
子島久時には改めて伝えられていたこと、(2)すでに昨年閏八月に、詳し  
く異國船漂着に当たつての処置が命じられていたこと、(3)藩当局からは、  
(1)(2)とは別に五月に新納外二名連署の指示が出されていること、(4)判断  
に苦しんだ久道の伺いに対して、同じ五月に「昨年閏八月の申渡」に従  
うことなどが命じられたこと、がわかるのである。しかば、次に文政七年  
閏八月の申渡書（同年月日「町田久視申渡書」「家わけ八」一〇六号文  
書）をみてみよう。

一

浦抱候諸所

地頭

領主

大番頭

先達て七島之内寶島へ白帆之船漂來、異國人上陸致シ狼藉ニ及候砌、横  
目吉村九助鐵砲を以て異國人一人打留候始末、時宜相當の勧に候、此以  
後何方の浦にても自然異國船漂着候は、委曲相糺シ、何國の船並ニ言語・  
文字相分らず候とても、手様を以て相尋差知、食物・水・薪等拂底之趣  
候は、其場ニ相與ヘ叮嚀ニ申シ諭シ無難帰帆致すべく、乍然萬<sup>一</sup>不法  
の勧致候は、時宜相當相計らひ候様、尤頭役の儀ハ夫々勘辨も有之候へ  
共、末々ニ至り候てハ右様之辨薄く、粗忽の勧等有之候てハ然るべから  
さる事ニ候間、島々へハ勿論、津々浦々末々の者共前文の趣意取違無き  
様相心得、萬<sup>一</sup>不法の儀到来候は、此節牴の取計ひ當然之事ニ候条、末々  
の者迄右之趣豫て相含ミ居候儀ハ、不洩様屹と申渡ざる可く候、

右、可申渡候、

閏八月

（町田久視）  
監物

「見してわかるように、この内容は翌文政八年五月の「新納邦外二名連署申渡書」とほぼ同じである。つまり、文政八年二月の幕府の達書が

四月には種子島久道ら浦抱の地頭・私領主らに示され、前年閏八月の処置法との関係で判断に困った種子島家が五月に藩に問い合わせた。これ

に対して藩家老町田久視からは、前年閏八月の通り、と返答があり、続

けて藩家老新納・町田・島津久風の連署で申渡されるに至った。薩摩藩は異国船打払令を字句通りに遵守するのではなく、藩の判断として漂着船の吟味・食料薪水の給与によって「事を起こさない」ことを第一としたことが明瞭となる。とすれば、山川で起こった有名な天保八年（一八三七）七月のモリソン号での藩の強硬な方針への転換は何時、何故に起こったのだろうか。『家わけ八』一一八の4号文書、天保五年十一月の「某申渡」はその意味で面白い。

この文書は、朱線で抹消された文政八年五月の「新納邦外二名連署申渡書」の行間に朱筆で記されているものである。

「此表天保午十一月異國方より役人・横目御用有之、役人代渡邊勘右衛門、横目名目を以前田十九郎罷出候處、消除候様被仰渡候間及問合消除候、尤委曲之儀者勘右衛門・十九郎承知之、留之通可相心得候、但新役者古役江可受口傳事。」

この一件に関しては、「家譜」卷五十、天保五年十一月十七日条（記事）に、異國方が家老名代（渡邊は物奉行。役人（家老）格となるのは同年十二月）渡邊勘右衛門直・横目代（実際はこの年正月の記事から組頭・用人であったことがわかる）前田十九郎宗篤が、異国船到来の際の処置法を命じられ、またその旨を種子島に伝えた、と記されている。同年月日の「渡辺直・前田宗篤連署請書」（『家わけ八』一七五号文書）

では、「極御隱密ニ被仰渡趣、謹而奉承知候」とみえ、藩当局もこの件に相当神経質になつてゐることを示す。

同年十一月廿三日の「鹿児島役所覚」（『家わけ八』二七六号文書）をみよう。

### 覚

異國方御坐より役人・横目御用被仰渡、病氣ニ而取馴候人罷出、可然御吟味ニ而役人代渡邊勘右衛門・横目代前田十九郎罷出候處、取計之趣文政八年酉五月御添書を以被仰渡置候趣意、役人・與頭・横目公邊仰渡之通致手當置、御添書之通龜忽之働無之様相心得、無難ニ可為致帰帆候、御添書之趣、右役々外曾而他言不致様堅被仰渡候、左候而右添書之儀も致返納候様被仰渡候間、御登可被下候、扱又御請書并役人・與頭・横目名前申出次第、惣而差出申候、此段御掛合申達候、以上、

十一月廿三日

鹿児島

御役所

種子島

御役所

文政八年五月の添書とは、かの朱筆で削除されていた文書の原本であろう。「御添書之趣、右役々外曾而他言不致様堅被仰渡候、左候而右添書之儀も致返納候様被仰渡候」、これが藩の異國方の命令であり、問題の添書の回収であった。同年十一月十一日の「渡辺直・前田宗篤連署請書」（『家わけ八』一七七号文書）で、鹿児島役所での対応がわかる。鹿児島には添書の原本はなく（「帳留」でしかなく）、種子島へ申し遣わしたこと、「帳留」分は早速削除したことを報告している。しかし、朱

書で抹消したとはい、「家譜」にはその記録が残ったわけであるが。

なお、「家譜」はこの巻五十、天保五年十月の所に改めて幕府の異国船打払令を「仰渡之写」として載せ（『家わけ八』二七三号文書）、同年月の「諏訪武教外三名連署申渡書」（『家わけ八』二七四号文書）では、藩家老から地頭・私領主などへその徹底が示されている。つまり、薩摩藩の異国船処置の変化は、この天保五年十月以降であることがはつきりする。であるならば、藩が（多分に幕府へ洩れることを恐れながら）文政八年の打払令が出された直後から天保五年までの約十年間の政策を変化させざるを得なかつた内外の要因は何か、という問題に突き当たる。

今ここでこの問題に立ち入る余裕も力もないが、徳永氏前掲書に記されている様に、この時期は天保四年の重豪が死去し、同五年から老中となつた水野忠邦を核とする幕府の薩摩藩密貿易への警戒と統制強化の動き・天保改革に先立つ外交貿易の大改革が行われようとする時期に当たり、薩摩藩側でも幕府に追求されるような証拠の隠滅をはかつた可能性もある。

### 3 「家譜」項目別一覧（別表③）

「家譜」の文書・記事の内容を、各項目で整理すると、様々なテーマを設定しやすくなる。一・二の例を示す。

#### (1) 牛馬（牛・馬・牛馬）について

平山武章・橋口尚武両氏の「種子島の歴史と文化」（海と列島文化5『隼人世界の島々』小学館）は、種子島の牛馬や牧について述べられ、

大変興味深い（註1。同様に、種子島の牧や笠馬追に関する民俗学の論考も多いが、ここでは一々ふれない）。

別表③-1(a)は、特に「牛馬」に関する項目（但し馬追は含めず）を

卷二十七から四十まで拾い上げてみたものである。牛馬が人々に大切にされ、またその扱いについては為政者側も厳しかつたことが、例えば「家譜」卷二十八、文化九年（一八一二）五月廿一日条に「坂井村百姓戸兵衛、為<sup>ニ</sup>所畜之牛所傷、其夜遂死、聞事于官」の記事や、牛馬を殺すことを禁じる文書（欠）の例（「家譜」卷三十九、文政六年（一八二三）七月廿九日条）、詐欺や博打の罪に加えて牛を殺したとの説によつて下獄された例（文政六年八月一日条。この事件は関係者も多い）、牛を路傍に繋いで科銭または牛の没収となつた例（「家譜」卷二十九、文化十年五月十八日条、同年十一月六日条）などにみられる。次に掲げるのは、牛馬を殺すことを禁じた「家譜」卷三十七、文政四年十一月の「島津久備申渡書」（『家わけ八』九一号文書）である。

「牛馬を殺候儀、從前々御大禁之事<sup>ニ</sup>候、於嶋々者牛馬を殺食用等<sup>ニ</sup>いたし候者間々有之哉<sup>ニ</sup>被聞召通、不可然儀思召候、於琉球祭礼等<sup>ニ</sup>殺來候分者左も可有之候得共、猥<sup>ニ</sup>食用等<sup>ニ</sup>殺候儀、向後屹与不相成旨訳而申渡、猶又渡海役々より時々申聞、乍其上於相背者御仕置可被仰付候、右之通被仰出候牛馬殺御大禁之儀、於嶋々も承知之事<sup>ニ</sup>而取違者無之筈候得共、向後屹与御制禁を相守候様嶋役々より分而可致取締旨、渡海之役々より稠敷申渡、此上違背之者も候ハ、被行嚴科、役々者勿論詰役迄<sup>茂</sup>可及沙汰候条、此上諸嶋江可申越旨申渡、詰役々江も申越、可承向へも可申渡候、

十一月

（島津久備）  
安房

これは、種子島を含めた島々（琉球は「琉球祭礼等<sup>ニ</sup>殺來候分者左も可有之候」という言葉通り全く別文化と意識されている）に対しても

れたものであるが、それだけ島々では食用として牛馬を屠殺することが行っていたこと示す。勿論、単なる食用だけではなく、奄美などで行われていた「動物供儀」などの儀礼もある（註2）。また、別表で目につく「牛皮」売買も、この背景にはあつたことが推測される。

「家譜」卷三十八、文政五年十二月の「川上久芳申渡書」（「家わけ八」九六号文書）では、藩の牛馬皮商売について窺い知ることができる（註3）。

「島々牛馬皮の儀、御用の外都て兵庫吉田喜平次へ 手買圓め被仰付置候付、脇賣一切不相成候、此旨向々へ不洩様可申渡候、

（川上久芳）  
美濃

十二月

」

ここで、藩は島々牛馬皮の内、藩所用以外の皮は、兵庫の吉田喜平次にのみ売ること、脇売りは禁止することを達しているが、現実には私商

がかなり行われた（むしろ活発になつていった）と考えられる。天保・弘化年間の「家譜」記事からも、度々牛馬皮が売買され、時には大坂にまで運ばれていることがわかる（註4）。一方で種子島家の財政を補うために、文政十二年には平山二郎太夫外六名が牛馬皮の売買に携わり、一定の成果をおさめて褒賞を受け、また市人榎本新四郎ら八名も褒賞されている（「家譜」卷四十五、文政十二年三月七日条及び四月三日条）。薩摩藩の牛馬皮売買の全体像についてはよくわからないが、ここでは家中士の主な者も関わっており、組織的に利益追求がなされたようである（註5）。

（註1）例えば、種子島の牧（牧場、燃料林の塙屋牧・金屋牧、壺屋牧）は、種子島家の山奉行の支配下にあり、牛馬牧はさらに薩摩藩の厳しい

統制下にあつたこと、「家譜」正保三年（一六四六）六月記事（「家譜」卷六、『家わけ四』所収）によると、一島牛馬數点検で総計一一四〇匹でこれを定式としたこと、牛・馬とも役用であり、また皮材として、食料として重要であったこと、牛牧の主は納棺村で、牛は木材の曳きだしには不可欠であったこと、胆汁からつくる薬や、病牛の胆結石は牛黃（うしたま）として子供の病氣、特にんかん治療薬として重宝されたこと、昭和二年に絶滅した「うしうま」は島津家から飼育を命じられ、宝曆五年（一七五五）でには直営の安城村蘆野牧で特別に飼育したこと（「家譜」卷十六、『家わけ四』所収同年一月十五日条）、また種子島の牧は、官営の牧を承けて、室町期以降は種子島家の直営牧（手牧）となつたものと、村の入会牧があつたという。

なお同書では、馬の価格が元禄期で三貫五百文であったと記すが、「家譜」卷十九、文化十年八月十九日の「役所物奉行覚」では、馬の価格が高値で売買され、定価について度々命じてきたのにも関わらず、「祝儀」と名付け高値で売買されているとして、売買高の上限を改めて三貫五百文としている。「御牧拂ひ馬の儀」とは、二歳駒を捕らえて競売するおろ追であろう。なお、「家譜」卷三十一、文化十二年九月二日条で、納棺村庄屋が馬の価の傳帖を留滞した為、法令不徹底で多くの有罪者が出了ことを咎められて譴責（寺入七日）されている。

（註2）平成十二年（二〇〇〇）一月十日の隼人文化研究会例会における川野和昭氏の発表「奄美・沖縄とラオス・タイ北部のアカ族の動物供儀」。筆者は民俗学での蓄積に疎く、山下欣一氏や小野重朗氏の研究、名越左源太の表した『南島雑話』の事例など教えられたことが多かつた。

(註3) 牛馬皮について「島津家列朝制度」(『藩法集』8) 卷之九には、文化元年の沖永良部島での牛馬皮に関する法令がある。この年六月、下町の甚四郎が沖永良部島牛馬皮の相対買い入れを願出、細工奉行が調べ、「御用分之牛皮、島々へ御わり付を以、去ル申(寛政十二年か)より、御買入被仰付候」と示し、願通りに許可された場合、「右御わり付皮御買入不相済内は、一切買入不相成様、島中へ稠敷申渡置、御わり付皮代官方へ致上納、都合御買入相済候上、餘計皮、勝手次第被仰付度」と九月に報告、これを受けて同年十月五日、勝手方(取次川上九戸)から、細工奉行調べの通り申し付け、諸所津口番所へは細工奉行から申し越す旨が命じられている。ここでは藩の割付けた買入れ分以外は勝手次第(相対)とされている。それが、文政五年では藩の御用以外は兵庫津の商人の独占となっているが、その過程・背景についてはここで考察していない。

(註4) 例えば、「家譜」卷五十四、天保九年(一八三八)六月三日条。また卷六十一、弘化二年(一八四五)三月十五日条から十七日条には、牛馬皮などの密売に關わって實に多くの処罰者が記されているが、この際には(全てかどうかは断定できないが)密売品が肥前黒島を経て大坂の池田屋右衛門に運ばれていることがわかる。藩の指定した兵庫の吉田喜平次といい、上方商人との関係や上方商人間の状況も掴む必要がある。また、皮ではないが、卷七十二、安政三年(一八五六)七月五日条では、「馬骨」を薩摩国今和泉へ密売した関係者の処罰記事がみられる。このような事例で、具体的に密売に關わった階層を整理すると、より具体的な島内の状況を描けるだろう。

(註5) 「家譜」卷六十五、嘉永二年(一八四九)閏四月十七日条では、種子島友右衛門時大・知覽才兵衛行修・渡邊早右衛門兼重・西村十左衛門時弘が「牛馬皮方掛」となっている。彼らの地位は、種子島時大・知覽行修が物奉行、渡邊兼重・西村時弘は用人である。この時期、種子島家の家政改革(当初改革に当たつた調所はその前年に死ぬが、嘉永二年閏四月には改めて財政再建が藩主斉興によつて命じられている)がおこなわれており、また改革を指導した藩当局の政策も含めて考察すべき点であろう。

## (2)犬神について

「家譜」卷二十七から四十一までにみられる犬神に關係する(可能性のある)事例をまとめてみた(別表③-(b))。犬神の信仰については、門外漢でもあり鹿児島県下での事例を多く知り得ない(註1)。

「家わけ四」所収「家譜」卷九、元禄十六年(一七〇三)の記事では、「蟹泊浦・濱津脇浦漁人五家男女三十二人、自先祖有抱犬神之名、諸人惡之而不交、故訴去是地、免之、且命曰、遷他邦國禁也、可住封境之内也」という記事がある。先祖より犬神の名を抱え、ために諸人から憎まれ交際されずに、居住地の移動を訴えている。「封境」とはどこを指すのであろうか。

「家譜」卷四十一、文政八年(一八二五)十一月二十五日条のように、親族關係での争論によつて、誹謗した方もされた側も処罰される例もある。この事例では、妻が病気となつた甚五左衛門とその家人・親族らが、「角太の家人の大神のなす所なり」と騒ぎ、角太が訴えて横目の検察を受けている(証拠なく、両者罰せられた)。なお、角太の母は親族に預

けられ、門から出ることを禁じられている。

病氣に關係してでてくるのは、卷三十五、文政二年一月の記事である。次に示す。

「○美座杉右衛門寺入于善福寺五箇月、疱瘡流行于牧川之時、爲呪師到彼地、謂犬神傷惑里人、終及訟獄之故也。」

この疱瘡とは、前年に流行したものである。同じ文政二年一月八日条に、納棺村郷士・足輕外郷中が疱瘡流行の日に「犬神人を傷つく」と称してまさに（犬神持ちとされた者を）追放しようとしてついに訟獄に及び、結局証拠なく処罰されている（註2）。

為政者（種子島家）側では、これらが事件として訴えられた場合に横目が検察し、証拠なく訴訟に及んだとして関係者を処罰している。信仰そのものについては窺い知れない。一方、犬神持ち（とされた人物・関係者）を追放したりした人々は、城邑町頭・横目・郷士・村民など実に多かつたようで、以上のことから、少なくとも江戸時代を通じて、犬神に関する現象（犬神を「持つ」側か、それを怖れる側かは余り判然しないが）を認めうるのではなかろうか。以上、「家譜」の記事から民俗に関わる事例をとりあげてみた次第である。

（註1）増田勝機氏の徳之島における事例報告がある（「徳之島民間信仰調査覚書」「南日本文化」第3号）。川野氏のご教示による）一部を紹介する。「犬神を祭ることは戦前熊本県の球磨地方等で盛んに行われていたが、これとほとんど同様の形のものが徳之島で信仰され、非常に恐ろしいものであるといわれる。（中略）犬神を祀らなければかえってその祟りはひどいと考えられ、ある特種な女の人達によつて秘かに行われ

てきたという。若し母親が犬神を祀つていたら必ずその娘もまつらなければならぬ（後略）。」また、「国史大辞典」（吉川弘文館）の「犬神」の項では、「犬神は現在四国・中国西部・九州東部に分布している。」「犬の靈が人に憑くという考え方を中心とした文化複合である。」「病氣・死などの場合、犬神特に犬神を憑けられた故にとの解釈の上に立つてゐる」などと記し、四国南西部を例に挙げて「犬神は婚姻について来るといわれる」「一度なつたものは絶対に消えない」など具体的に記す。また「現在、持ちは被害者としてあるが、かつては犬神は主人の意志を行うものとして捉えられて来た。犬神現象はこのような諸要素と時代的変化を含む文化複合である。」としている。種子島の事例は、その詳細が記事からは捉えにくいので、安易に比較はできないが、鹿児島県本土に余り見られない現象であれば、興味ある事例といえようか。

（註2）同日の記事には、理由は記されないものの、住吉村郷士・住吉浦人や組士らが村民を率いて「故有りて」同郷の郷士の家を破壊し古田村に追放した例や、塩戸十助なる者が「事有りて」他村に居居した際に、塩戸中が十助の家を破壊して処罰された例が記される。確証はないが、これらも犬神に関わって起きた事件の可能性もある。

以上、項目別として例示してみた。現在項目としては、次のようなものを考えて作業中である。

I宗門改関係（一向宗関係・藩への報告・放たれてきた一向宗信者など）、II寺院・その他宗教施設・僧侶関係、III身分・役職関係（地位の上昇・家格・役職の実態・改革関係など）、IV風俗・社会関係（藩・島主から

の規制・実態など)、V種子島の経済活動(貿易に関する項目、特に琉球や奄美諸島との関係・木材・櫻蝦・薬種類・砂糖生産と改革など(註3))、VI褒賞関係(褒詞・高給与・身分上昇など)・罰関係(寺入日数と处罚内容・身分との関係・その他处罚内容と理由など)、VII漂流・漂着関係、VIII流人関係(配流以後の状況整理も)、IXその他(俳優・温泉・学問武芸の関係・記録や系譜関係ほか)

厳密に各項目を整理できるかどうかはわからないが、一通り全体を見渡せるような資料を作成して、他地域・薩摩藩の当該期の政治社会状況(註4)・藩内の他郷や私領との比較をすすめる材料とした。

(註3) 今回は述べられなかつたものの一つに、木材がある。「家譜」には、許可なく木材を伐採して处罚される例も多くみえる。種子島家にとって重要な財源であり、また藩も厳しく統制していたものであつた。例えば、「家譜」卷四十、文政七年一月の記事では、昨年大凶歳であつたために、米を購入して庶民を救済することが計画され、その為に木材を載せた熊野丸が五月赤尾木港を出発し、下関でそれを商つたこと、さらには帰路船が破損して七月二十三日に朝鮮へ漂着破船したことなどが記される。また、「島津家列朝制度」卷之九「山方」の項には文化九年六月に、船手からの糾し方によつて種子島屋敷(鹿児島役所であろう)より提出された、山奉行・郡奉行へ宛てた享保十年五月廿二日の「勝手方申渡書」(取次高橋外記)の写がある(四八一号文書)。その中で「種子島之儀ハ已然より、外之私領とハ為相替事候間、惣て、如先規申付置候」と記されているが、これは「家譜」によれば(卷十二、「家わけ四」三九三号文書「某覚」)、享保十年五月二十四日に山奉行から呼ばれた種

子島家老名代が、高橋外記取次で山奉行所に命じられた法令を持見し、書写を許可されて写したものである。それが文化九年に改めて船手の求めで提出された背景は何だろうか。藩の津口での統制などとも関係しようか。いずれにせよ、この様な各品目(木材や皮、砂糖や薬種など)での整理を進め、藩の対応や当時の広範な流通関係をおさえていく必要がある。

(註4) この他、薩摩藩、種子島島主、鹿児島・種子島役所、各島民の意識や考えのズレのようなものも考える必要があろう。例をあげてみたい。牛馬皮の箇所で触れたとおり、調所広郷を中心として開始された種子島家の改革をみてみよう(なお『家わけ八』の宮下満氏解題を参照されたい)。島津斉宣の子で種子島家島主となつた久珍が、天保十四年(一八四三)十二月、家督相続によつて家をととのえ、異国船防御に当たるよう命じられるが(「家譜」卷五十九、同年月「島津久風達書」「家わけ八」三八〇号文書)。その同年月に、調所広郷・島津久徳、島津久浮、種子島加次右衛門、友野市助・海老原宗之丞、丸田泰蔵それぞれを家政に与るとする旨が、久珍・用頼に命じられている(「島津久風申渡書」三八一号から三八五文書)。

家政改革は一時的な成果を生み乍らも決して安定はせず幕末まで行われたようだが、その過程において、藩当局の改革方針と種子島家側の現地とは、当初は随分齟齬などもあつたようである。調所の苛立ちを示すかのような次の史料がある(「家譜」卷六十四、嘉永元年(一八四八)三月の「申渡書」「家わけ八」四二二号文書)。これは、調所が種子島加次右衛門をして種子島諸役に命じたものである。なお種子島加次右衛門

に対しても、種子島家財政について細々としたことにわたり、種子島家の役人や物奉行が報告・相談すべきことを（島主久珍からであろう）命じられた人物であり（「家譜」卷六十二、弘化三年（一八四六）閏五月の「申渡書」『家わけ八』四二一号文書）、この嘉永元年正月にも、丸野泰蔵・松岡十太夫・新納熊五郎とともに改革方掛の一人として種子島役人中へ改革の心構え・基本方針などを示している（「家譜」卷六十四、同年正月「改革方掛種子島加次右衛門外三名連署達書」『家わけ八』四一七号文書。前掲宮下氏解題参照）。

さて、調所は加次右衛門をしてどのように述べさせたか。

「種子嶋役々之儀、是迄勤方不心掛ニ而、何篇互ニ押譲り、始終緩急而已相構候習俗故、長々御家跡中疎も全所帶方不立直、却而追々過分之借財相屯、近年別而御藏方御差迫り相成候付、今般 御内沙汰被為 在、改革御手を被付候ニ付而者、（中略）此後緩急之習俗相改、一島勵合致精勤、近年中御所帶方御立直相成候様可被取計旨、猶又拙者より各江相達置候様、笑左衛門殿より分而致承知候」（傍線部筆者）

これが、種子島家政に關わり五年を経た調所の、種子島家政改革についての評価であり、厳しい態度であったことがわかる。但し、調所は同年末には死去し、この後の成り行きを知ることはなかつた。種子島現地での改革が不徹底であつたのは、鹿児島からの通達のみでは実際の島民の活動は規制できなかつたことを示すものであろうか。調所の改革への批判もあつたのであろうか。今ここに、改革が当初はかばかしい結果をあげ得なかつた理由を明確にはできない。

一面、当時の種子島をめぐる環境は、弘化以来の外国船の琉球来航・通商要求などで、海防強化と軍政・財政改革が大きな課題となつていた

時期であるため、単に一私領主の財政改革に止まらない面もあつたと考えられる。同年十一月には改めて改革方掛の長崎・松岡・新納から改革の徹底が命じられている（同年月「改革方掛長崎助左衛門外二名連署達書」『家わけ八』四三〇号文書）。

なお「家譜」の史料には、この他にも種子島の社会状況を鹿児島の島主や藩関係者がどう捉えていたかを示す史料が散見される。一例をあげる。「家譜」卷四十二、文政九年（一八二六）八月の「申渡書」（『家わけ八』一四二号文書）である。

「一 種子嶋之儀者上下之差別薄く、折々申渡置候衣服沙汰之儀、先年御上より被仰渡置趣茂有之候處、上下無差別相見得ニ付、此節左之通申渡候、」

「家譜」の文書に多いのは、やはり支配体制の維持・身分や格式・風俗などに關係するものである。しかし、鹿児島からは封建的規制の徹底しないように捉えられていたのであろうか。恒常に外の世界（琉球その他）に開かれ、また異国船との接触が頻繁であつた種子島だからであろうか。まだ未整理な部分があるので、これ以上は述べられないものの、幕末に向かう中で、確實に、身分をある程度無視せざるをえない状況が生じていくよう思える。既に「家譜」卷四十一、文政八年三月の「種子島次郎右衛門口達覚」（『家わけ八』一一〇号文書）には、一島の諸士以下足軽の鉄炮稽古における稽古次第が挙げられ、「身分違之者茂有之事候得者、第一異國船手當之儀相成儀与相考申候」という考え方が出でている。（勿論、身分差を前提としてのものだが、この稽古次第では、多人数集まる中では、平素鉄炮の取扱に慣れた者で人柄をみて頭取を命じるべきである、との主張がなされ、受け入れられている（同年三月十

三日の「役所用人申渡書」――一號文書)。

4 「種子島家譜」卷二十七以降について

既に多くの方が利用され、その史料的価値の高さを指摘されてきた「家譜」について、以上ややまとまりに欠けるが、「家わけ八」収載分の「家譜」の内容のごく一部の紹介を兼ねて、気付いたことをなどを述べた。「家譜」の内容の豊かさに改めて驚き、また多くの刺激を受けているところである。

最後に、今回刊行の『家わけ八』収載分「家譜」の編纂について、蛇足となることを恐れつつも若干述べて、まとめにかえたい。

五味克夫氏は、「御文書有物套」と「種子島正統系図」・「種子島男爵家文書」(「旧記雑録月報」15)の中で、第二次の家譜(「種子島正統系図」)において、文書が軸装されたこと、古目録や不要な書類が種子島の記録所(文書方)で保管されるべく差し下されたこと、家譜の編纂と重要文書の保管は鹿児島の種子島屋敷(吉野橋口、琉球館北)において行われたと述べられた。また種子島文書の一つ「御文書有物套」には、天保六年(一八三五)までの史料の増補削除目録が付記・綴込まれており、文化十四年(一八一七)十月と天保五年八月の二度、種子島から文書格納箱が鹿児島屋敷に搬入され、天保六年には文書箱用の鍵が購入されたことが記されていることを紹介された。

さて、「家譜」二十七巻以降については、卷二十六以前のものとは表紙の色などが異なり、体裁も卷八十五までは一年一巻となつたことを先に記した。勿論その編纂は数度にわたり、隨時行われたと考えられるが、今記事の内容から考えてみたい。

「家譜」卷二十七、文化八年五月条に「大信公及び前太守公」、卷二十九、文化十年九月条には「是月、三位公歸國」、また同じ九月条に

「少將公」、そして卷四十七、天保二年一月二十七日条には「官命 栄翁公昇進從三位、自是宜奉稱 三位公」と記される。これらは島津重豪・齊彬を記したものである。ところが、次に示すように、両者がそれぞれの呼称となるのは、『島津家正統系図』(島津家資料刊行会)によれば、重豪 寛政十二年(一八〇〇)十一月十四日

天保 二年(一八三一)正月十九日 三位

天保 四年(一八三三)正月十五日死去 大信院

齊彬 文化 六年(一八〇九)九月二十八日誕生

文政 四年(一八二二)三月四日元服 忠方

文政 七年(一八二四)十一月二十一日 侍従

天保 三年(一八三二)五月十八日 豊後守

天保 五年(一八三四)十二月十六日 左近衛少将

である。「家譜」が文化八年の記事に天保四年以降の重豪を示す名称である「大信公」を用い、また文化十年の記事に天保五年十二月以降の齊彬を示す「少將公」(父の齊興が文化七年十二月十六日に左近衛少将となり、文政元年十二月十六日左近衛中将となつてある。但し「家譜」文化十年九月の記事には「太守公」と記されているので、「少將公」は齊彬を指すと考える)がみえることから、現存する「家譜」卷二十七・二十八は早くても天保四年、卷二十九以降は天保五年末以降に編纂された可能性が高いといえる。勿論、その間に「家譜」が継続して編纂されていた可能性も十分あるのだが。

ここで文書方や記録に関連することを掲げてみよう。文化八年七月六

日には、物奉行羽生仙右衛門道（能）寧・組頭森十郎右衛門友諒が文書方掛になり、同年九月二十六日には家老の知覧才兵衛行寛以下、第三次「家譜」編纂の中心人物上妻宗恒らに対して褒賞がなされている。（なお上妻宗恒は、翌年一月十五日には家老兼記録方となつていて、これは伊能忠敬らの測量に隨身することに関わっての措置らしい。）また藩からの問合せも度々あつた。文化十三年二月十九日には「要用集」編纂のための報告、文政七年三月二十八日には名勝誌再撰方から名所旧跡などの報告命令があり、同年四月十八日には藩命で日恕公（種子島久時）が島津義久から拝領した鎧などの報告がなされている。同年閏八月には再撰方に対して、鹿児島屋敷の由来などについて、田上義福・遠藤壯兵衛から家譜・旧記を調べた上で報告がなされている。文政八年六月には名勝誌再撰方より南蛮渡來の鉄炮「故郷」についての問合せがあり、同年六月十五日には役人（家老）となつていた羽生能寧が知覧才兵衛宛てに回答している。文政十年三月九日にも再撰方五代直左衛門から、島主由来・鉄炮などについての詳細な報告が求められている。なお、再撰方や種子島文書中の「隅州熊毛郡種子島（通称「種子島記」）・「家譜」・「三國名勝図会」などとの関係については、五味克夫氏の「「種子島家譜」と「再撰方申出覚帳」など」（「旧記雑録月報21」）に詳しい。嘉永七年（安政元、一八五四）四月廿七日には家老前田宗恭が記録方掛となつている。また同年閏七月二十七日には、郡奉行山崎新右衛門・吉村九助が文禄以来の新たに開いた田圃・塩濱などを報告するよう命じている。また同月二日には、この年誕生したばかりの鶴袈裟が藩主から偏諱「久」を与えられ（父の久珍は誕生直前に死去）、鹿児島役所の依頼によつて、伊地知季安が「久尚」の諱を撰んでいるが、前後して八月に、種子島役

所においても史臣が「以時」の諱を撰んでいる（結局以時を先、久尚を後とした）。他にも、文政七年閏八月には島津讀岐貴典（垂水島津家）家臣の東郷十左衛門より、垂水家の祖で一時種子島に移封された以久の住居古跡・菩提所などの問合せがあり、また種子島家臣らへの系図付与（文化十二年十月四日・弘化二年（一八四五）五月条など）にも文書方・記録方が関わったのではないかと思われる。

そして興味深いのは、安政三年（一八五六）九月十四日に藩命によつて、種子島家の文政十二年（一八二九）五月十四日以来の系譜を藩に上呈せよ、と命じられているのである（この時に種子島の役所に告げて、史臣をして写させている）。とすれば、文政十二年五月十三日以前の系譜については、何らかの形で藩へ上呈されていた可能性が高い。この文政十二年五月十三日は、廿三代種子島久道が三十七歳で死去した日であり、久道亡き後は暫く名跡松寿（樹）院（久道室、島津斉宣女の於隣）と共に種子島家親類北条時昭らが家政をみるとなるのである（結局天保十三年になつて斉宣の子報七郎（久珍）が相続）。「家譜」の卷数でいえば、卷二十七から卷四十五の初めまでである。これがいつの段階で提出されたかは不明であるが、天保五年以前ではなかつたろう。また巻四十五から安政三年の巻七十二については、鹿児島の種子島屋敷にく、種子島の記録方で掛が写していることは、体裁を整えた「家譜」ではなかつた可能性もある。種子島家の相続や家政（財政）問題などもあって、「家譜」編纂事業が停滞していた可能性もあるう。結局、具体的なことはわからないままであるが、第三次「家譜」編纂後も文書の保管・整理作業は続けられており、天保五年から六年頃には鹿児島の種子島屋敷でも整理が一段落したこと、現在の「家譜」の記事表記から、巻

二十七から卷四十五も早くて天保五年末以降の編纂の可能性が高いこと、それ以後も藩命で文書類の提出・報告はあったものの、卷四十五以後の分については、現在の体裁のように「家譜」が整えられたのは安政三年段階以降の可能性があることを指摘して、今後の検討に俟ちたい（註1）。

（註1）今後刊行予定の『鹿児島県史料旧記雑録拾遺家わけ九』に収載予定の巻七十四から巻八十九にも、記録所や「家譜」についての記事が散見される。巻八十一、慶応元年（一八六五）の巻頭には、記録所掛平山武肅により、慶応元年以来書法の改定を記録所職員が検討して島主の許可を得、改定を行つた旨が記されている。従つて、巻八十、元治元年までは「家譜」の編纂が一段落していることを知る。

#### あとがき

本稿は、まだよく整理されていないデータを利用して作成したものであり、甚だ心許ない面もあるが、「家譜」の魅力を少しでも紹介し得たならば、拙い小論ながらその目的を果たせたと考える。「家譜」が現在にまで残り、鹿児島県史料として刊行されるに至つたのは、近世以来の編纂、近代の史料調査、戦後の復元作業・研究の蓄積などの、関係者の熱意・努力が脈々と受け継がれてきたからである。その一端に觸れた幸運に感謝し、また今後多くの方からのご教示を願うものである。

別表①-(a) 種子島氏(島主)関係

巻	和年号	西暦	月	日	官途名等	名	記事など
27	文化8	1811	6	27	久柄	太守公入城を賃す。	
27	文化8	1811	7	18	久柄	前太守大蔵公入より布を与えられる。	
27	文化8	1811	7	18	久柄	太守質に病有りて代わりに補上させることを官に請う。	
27	文化8	1811	8		久柄	伊野忠敏一行の来島に当つて家老・物奉行・用人らに達書。	
27	文化8	1811	12	26	佐渡	市来温泉に浴す。(4月7日帰る。)	
28	文化9	1812	3	13	久柄	改名して「久照」とする。「柄」の字を官が禁じたため。	
28	文化9	1812	9	13	久照	鹿児島港出発。(23日朝赤尾木港着。)	
28	文化9	1812	9	20	久照	時中らと持仏堂を拝し、三箇寺參詣す。	
28	文化9	1812	11	8	久照	時中・時則夫妻と本源寺參詣。晴雲院殿妙法日涼大師33回忌。	
28	文化9	1812	12	8	久照	時中・時則夫妻と本源寺參詣。大教院殿日喜大居士13回忌。	
29	文化10	1813	1	29	久照	前中將殿(音宣)40の賀に献金。	
29	文化10	1813	3	4	久照	時任勝治の元賀に際して加冠。	
29	文化10	1813	3	28	久照	(久照) 前太守公(音宣)より40歳賀の金子を与えられる。	
29	文化10	1813	7	7	久照	政府に出て政治を囁く。	
29	文化10	1813	7	13	久照	慈惠寺參詣。	
29	文化10	1813	7	14	久照	本源寺參詣。	
29	文化10	1813	7	15	久照	慈惠寺御坊参詣。	
29	文化10	1813	9	15	久照	時中・時則らと島内巡察(馬追・獣・熊野尊現參詣など)。	
29	文化10	1813	10	1	久照	府城に還る。	
29	文化10	1813	10	23	久照	久照? 官賀の朋原が迫り、上書してこれを請う。	
30	文化11	1814	1	11か	久照	病氣(十二時)の鏡をつかせる(看病する者の輪番に廻する)。	
30	文化11	1814	2		久照	上書して家督の補時への相続を請う。	
30	文化11	1814	3	20	久照	三立公より恩賜。	
30	文化11	1814	4	17	久照	上書して官賀を請う。	
30	文化11	1814	4	18	久照	赤尾木港を出發して豊府に向ひ、その夜亥の刻山川着。	
30	文化11	1814	7		(久照)	百の刻に豪府着。	
30	文化11	1814	7		(久照)	上書して家督の補時への相続を請う。	
30	文化11	1814	7		(久照)	上書して延屋島の材を請う。	
30	文化11	1814	12	10	久照	夜に豪邸にて辛去。12日に本長山正運寺に歸する。	
30	文化11	1814	12	16	久照	言葉根島子島に届く。本源寺にて慶を修す。忌日は12月11日。	
30	文化12	1815	2	1	久照	慶父届く。8日、本源寺に葬る。本光院殿日瑞大居士。	
* 寛政6		1	23		鶴巣姿	鶴巣姿(鶴時) 豊後國に在り。鶴巣の實。	
* 寛政6		6	6		鶴巣姿	鶴巣姿(鶴時) 太守公第2女於薩摩が薩摩入郷。	
* 文化2		6	27		鶴巣姿	(鶴時) 太子公招かれ中村別館に。公の駕射拝す。翌日公の座に招かれて特食。	
* 文化2		12	15		藏人	元服・加冠・太守公・理髪式松正則決。太守公・三位公・少将公に献品。	
* 文化3		8	18		鶴巣姿	公座に招かれて益酒を賜る。	
* 文化4		11	28		鶴巣姿	太守公に従つて吉野にて獵。初めて鹿を獲る。	
* 文化8		6	27		鶴巣姿	太守公(音鷹)初めての国入りで賜り物。	
* 文化8		1811	6	27	鶴巣姿	登城し、太守公入場を賜す。	
27	文化8	1811	7	18	鶴巣姿	前太守大蔵公入より帝地を与えられる。	
27	文化8	1811	8	23	鶴巣姿	太柄に代つて太刀・馬代銀つを戴つざる。	
27	文化8	1811	8	23	鶴巣姿	太守公より精好平2端を賜る。	
27	文化8	1811	10	19	鶴巣姿	市来温泉に浴す。(4月7日帰る。)	
28	文化9	1812	3	13	鶴巣姿	市来温泉に浴す。	
28	文化9	1812	10	26	鶴巣姿	前中将殿(音宣)40の賀に戴金。	
29	文化10	1813	1	29	鶴巣姿	時任勝治元服祝い後種子島時季の求めで宅に行く(豪格をもつて)。	
29	文化10	1813	3	4	鶴巣姿	前太守公(音宣)より40歳賀の金子を与えられる。	
29	文化10	1813	3	28	鶴巣姿	指宿温泉に浴す。	
29	文化10	1813	4	17	鶴巣姿	數年犬追物を学び、前太守公厄年をもつて流鏑馬射手となる。	
29	文化10	1813	8	7	鶴巣姿	川上十郎左衛門から色籠手他免許。	
29	文化10	1813	8	15	鶴巣姿	大乘院龍神社神前で流鏑馬を射る。	

別表①-(b) 記事など

巻	和年号	西暦	月	日	官途名等	名	記事など
29	文化10	1813	9		輔時	三位公(重義か)の帰国。唐紙など海上。	
30	文化11	1814	1	18	輔時	龜府より至る。	
30	文化11	1814	1		輔時	於隣との婚姻の式を行う(北条勘定が久照に代つて上書)。	
30	文化11	1814	2		輔時	三位公より恩賜。(卷30の系図記事から、2月18日か)	
30	文化11	1814	3	23	輔時	(北条守道をして)官職を上書して請う。	
30	文化11	1814	4	1	輔時	古例として、龜府邸への門出として慈遠寺に參詣(久照病)。	
30	文化11	1814	4	17	輔時	赤尾木港を出発して龜府に向ひ、その後亥の刻山川着。	
30	文化11	1814	4	18	輔時	酉の刻に龜府着。	
30	文化11	1814	12	1	輔時	久照代理の北條勘定部守道と登城。家督相続許可を受ける。	
30	文化11	1814	12	3	輔時	上書して「久」の字を揚うことを請う。	
30	文化11	1814	12	3	輔時	両本山(本龍寺・本興寺)と伊勢御旅太夫へ書を贈る。	
31	文化12	1815	2	28	輔時	久の字を揚る。	
27	文化8	1811	6	27	時中	太守公入城を迎える。	
28	文化9	1812	7	13	時中	上書して(久照二男の)時中、(同三男の)時則の官賀を請う。	
28	文化9	1812	9	20	時中	鹿児島港出金、23日朝赤尾木港着。	
28	文化9	1812	9	20	時中	久照らと持仏堂を拝し、三箇寺參詣す。	
28	文化9	1812	9	20	時中	久の字を揚る。	
28	文化9	1812	11	8	時中	太守公入城を迎える。	
28	文化9	1812	12	8	時中	上書して(久照二男の)時中、(同三男の)時則の官賀を請う。	
29	文化10	1813	1	2	八郎次	時中・久照名代。鷲馬。	
29	文化10	1813	1	11	八郎次	時中・久照名代。甲冑の寶鑑。	
29	文化10	1813	3	3	八郎次	時中・久照名代。広間に出る。(法令書讃)	
29	文化10	1813	3	15	時中	武芸を報る。	
29	文化10	1813	3	27	八郎次	本源寺で射禮。	
29	文化10	1813	7	8	八郎次	時中・久照名代。大會寺參詣。先祖・宗祖・戦死者の靈を祭る。	
29	文化10	1813	7	14	八郎次	時中・久照名代。久照と本源寺參詣。	
29	文化10	1813	9	15	時中	久照・時則らと島内巡察(馬追・獣・熊野尊現參詣など)。	
30	文化11	1814	1	1	八郎次	時中・久照名代。時中・久照代。	
30	文化11	1814	1	2	八郎次	時中・久照名代。三箇寺參詣。	
30	文化11	1814	1	11	八郎次	時中・久照名代。久照と本源寺參詣。	
30	文化11	1814	4	17	時中	赤尾木港を出發して豊府に向ひ、その後亥の刻山川着。	
30	文化11	1814	4	18	時中	酉の刻に豪府着。	
30	文化11	1814	4	18	時中	本源寺に久照髪に入るのに従う。	
30	文化11	1814	4	18	時中	本源寺に久照髪に入るのに従う。	
31	文化12	1815	2	1	八郎次	時中・久照代理。鷲馬。	
31	文化12	1815	2	13	八郎次	持仏堂を拝し、三箇寺も請る。	
31	文化12	1815	2	13	八郎次	時中・久照名代。	
31	文化12	1815	2	25	八郎次	時中・久照名代。	
31	文化12	1815	2	25	八郎次	時中・久照名代。	
30	種子島時則	久照弟。			政職	太守公(音宣)と母夫人にまみえ、両者から賜り物。	
30	種子島時則	久照弟。			政職	天明年9月28日生。文政1年別家樹立許可。代々小畠。嘉永4年10月3日卒去。	
27	文化8	1811	5	15	佐八郎	男子生れる(字庄次郎)。	
27	文化8	1811	5	15	佐八郎	太守公入城を賃す。	
27	文化8	1811	6	27	時則	上書して(久照二男の)時中・(同三男の)時則の官賀を請う。	
27	文化8	1811	7	18	(夫婦)	龜府(久照)鹿児島港出金、23日朝赤尾木港着。	
27	文化8	1811	7	18	(夫婦)	久照・時中・本源寺參詣。晴雲院殿妙法日涼大師33回忌。	
27	文化8	1811	8	23	(夫婦)	久照・時中と本源寺參詣。大教院殿日喜大居士13回忌。	
27	文化8	1811	8	23	(夫婦)	時則・久照名代。大會寺歌合せ名代。	
27	文化8	1811	8	23	(夫婦)	慈遠寺歌合せ名代。	
27	文化8	1811	8	23	(夫婦)	久照名代。の姫。	
27	文化8	1811	8	23	(夫婦)	本源寺歌合せ名代。	
28	文化9	1812	11	8	時則	久照名代。本源寺歌合せ名代。	
28	文化9	1812	11	8	時則	久照名代。本源寺歌合せ名代。	
28	文化9	1812	12	8	時則	久照名代。本源寺歌合せ名代。	
28	文化9	1812	12	8	時則	久照名代。本源寺歌合せ名代。	
28	文化9	1812	12	8	時則	久照名代。本源寺歌合せ名代。	
29	文化10	1813	1	25	佐八郎	時則・久照名代。	
29	文化10	1813	3	15	時則	武芸を競る。	
29	文化10	1813	3	27	佐八郎	本源寺で射禮。	
29	文化10	1813	9	15	時則	久照・時中らと島内巡察(馬追・獣・熊野尊現參詣など)。	
29	文化10	1813	9	15	時則	中之村・西之村・島間村黒追。	
29	文化10	1813	9	15	時則	川上十郎左衛門から色籠手他免許。	
30	文化11	1814	4	18	時則	赤尾木港を出發して龜府に向ひ、その後亥の刻山川着。	
30	文化11	1814	4	18	(夫婦)	酉の刻に龜府着。その子庄次郎同じ。	
30	文化11	1814	9	15	佐八郎	輔時婦人(於隣)の女子出産に際して産弔。	

## ①-(b) 薩摩日等 (薩子島來島順に記載。★印は人名にやや疑問残るもの。)

50音	巻	和年号	西暦	月	日	姓	名	記	事
い	27	文化8	1811	2		伊地知	直八	締方横目	帰る。
お	27	文化8	1811	2		大迫	喜左衛門	締方横目	帰る。
い	27	文化8	1811	2	23	清水	源之進	締方横目	来る。
に	27	文化8	1811	2	23	西田	嘉多治	締方横目	来る。
お	27	文化8	1811	8	16	大山	長右衛門	締方横目	来る。
い	27	文化8	1811	8	16	白石	仲之進	締方横目	来る。
し	27	文化8	1811	9		清水	源之進	締方横目	帰る。
に	27	文化8	1811	9		西田	嘉多治	締方横目	帰る。
し	27	文化8	1811	10	9	白石	仲右衛門★	締方横目	黒川尻の善左衛門が前日島間漂着したので接客。
い	28	文化9	1812	2	25	飯半礼	藤藏	締方横目	来る。
お	28	文化9	1812	3	12	白石	仲之進	締方横目	帰る。
し	28	文化9	1812	3	12	白石	仲之進	締方横目	帰る。
さ	28	文化9	1812	2	25	境田	強吉	締方横目	来る。
さ	28	文化9	1812	6	6	境田	強吉	締方横目	帰る。
さ	28	文化9	1812	6		境田	強吉	締方横目	不手際のあった上妻九郎左衛門をなじる。
や	28	文化9	1812	6		柳田	小次郎	締方横目	来る。
い	28	文化9	1812	6	28	柳田	小次郎	締方横目	来る。
い	28	文化9	1812	8	16	竹下	勇九郎	締方横目	帰る。
や	28	文化9	1812	8		飯半礼	藤藏	締方横目	帰る。
や	28	文化9	1812	10	14	柳田	小次郎	締方横目	帰る。
た	28	文化9	1812	10	14	柳田	小次郎	締方横目	黒川尻での遺難・溺死者を検察。
に	28	文化9	1812	10	14	竹下	勇九郎	締方横目	来る。
に	28	文化9	1812	2	20	三階堂	十郎兵衛	締方横目	来る。
に	29	文化10	1813	2	20	西田	嘉多治	締方横目	来る。
た	29	文化10	1813	3	22	竹下	勇九郎	締方横目	帰る。
や	29	文化10	1813	3	22	柳田	小次郎	締方横目	帰る。
お	29	文化10	1813	8	6	大久保	長右衛門	締方横目	来る。
お	29	文化10	1813	8	6	大山	長右衛門	締方横目	来る。
に	29	文化10	1813	8		二階堂	十郎兵衛	締方横目	帰る。
に	29	文化10	1813	8		西田	嘉多治	締方横目	帰る。
え	29	文化10	1813	12	6	柳本	初右衛門	締方横目	来る。
し	29	文化10	1813	12	6	白石	三兵衛	締方横目	来る。
に	30	文化11	1814	2	27	西田	嘉多治	締方横目	来る。
そ	30	文化11	1814	3	20	園田	喜右衛門	締方横目	来る。
お	30	文化11	1814	3		大山	長右衛門	締方横目	帰る。
に	30	文化11	1814	7	23	西田	三太夫★	締方横目	情死事件の検察。
ち	30	文化11	1814	8	13	中馬	惣之進	締方横目	罪人を護送して来る。
ひ	30	文化11	1814	8	13	久留	喜左衛門	与力	罪人を護送して来る。
は	30	文化11	1814	8	13	橋口	萬兵衛	与力	罪人を護送して来る。
か	30	文化11	1814	8	13	川畑	猪之助	与力	罪人を護送して来る。
よ	30	文化11	1814	8	13	吉田	溝次郎	与力	罪人を護送して来る。
に	30	文化11	1814	8	13	西	金次郎	与力	罪人を護送して来る。
あ	30	文化11	1814	10	28	島山	右親太	締方横目	来る。
に	30	文化11	1814	10	28	有川	新蔵	締方横目	来る。
そ	30	文化11	1814	11		西田	嘉多治	締方横目	帰る。
そ	30	文化11	1814	11		園田	覺右衛門	締方横目	帰る。

別表①-(c) 百姓・市人・舗人など

50音	巻	和暦	西暦	月	日	(姓)	名	地域名・村名	その他の事項・記事
い	28	文化9	1812	7		市十郎		鹿間村	伊能忠敬一行の定丁夫となって勤労、3年間大山野免税。
い	27	文化8	1811	4	8	市次郎		安船村	科炭。
い	27	文化8	1811	4	8	市次郎		浦田浦	津六の水手となつて大坂に赴く。旅行禁止。
い	30	文化11	1814	3	4	市次郎		浦田浦	住吉丸水手。魔頭への諸貨物の多くを紛失して賄錢。
い	28	文化9	1812	7		市藏		現和村	鮮原氏巡回監査によって免役1年。
い	28	文化9	1812	7		市太		現和村	鮮原氏巡回監査によって免役1年。
い	28	文化9	1812	7		出右衛門		現和村	鮮原氏巡回監査によって免役1年。
い	28	文化9	1812	10	14	今井衛		坂井村	黒川尻で遺難・溺死。
う	28	文化9	1812	10	14	宇摩次		坂井村	牛に傷つけられて死去。
う	28	文化9	1812	6		右衛門		坂井村	博打に連座して国上村演藝場弓櫓夫となる。
う	28	文化10	1813	6	10	蒲七		増田村	敷される。
え	27	文化8	1811	7	21	速藤		芦平	船棺村 数年の鍛錬勞をもつて高1石を与えられる。
え	28	文化9	1812	7		永吉		増田村	伊能忠敬一行の定丁夫となって勤労、3年間大山野免税。
お	28	文化9	1812	10	14	乙五郎		坂井村	黒川尻で遺難・溺死。
か	29	文化10	1813	11		嘉吉		島間浦?	水手。瀬戸内に商売する際禁制品などを戴せて連座し罰錢。
か	30	文化11	1814	4	24	嘉吉		瀬津脇?	造船費用拠出によって一世野町人となる。 偽りで信牌をつくり材木を漫崎に賣つた咎で罰錢。
か	29	文化10	1813	10	11	覚次郎		島間浦?	水手。瀬戸内に商売する際禁制品などを戴せて連座し罰錢。
か	29	文化10	1813	11		覚次郎		島間浦?	水手。瀬戸内に商売する際禁制品などを戴せて連座し罰錢。
か	30	文化11	1814	3	4	嘉次郎		濱田浦	住吉丸水手。魔頭への諸貨物の多くを紛失して賄錢。
か	28	文化9	1812	7		勘六		船棺村	伊能忠敬一行の定丁夫となって勤労、3年間大山野免税。
か	28	文化9	1812	7		勘六		油久村	伊能忠敬一行の定丁夫となって勤労、3年間大山野免税。
き	28	文化9	1812	7		喜右衛門		墨井村	伊能忠敬一行の定丁夫となって勤労、3年間大山野免税。
き	29	文化11	1813	6	10	吉太夫		野間村	安成村の周八夫と共に敷される。
き	27	文化8	1811	4	8	吉之丞		庄司浦	科炭。
き	27	文化8	1811	8	23	(古川)		吉田村	百姓から一世足隕。古川姓。文字・計算能力で村に寄与の為。
き	28	文化9	1812	7		喜右衛門		現和村	餅鳳氏巡行協力によって免役1年。
き	28	文化9	1812	10	14	喜十郎		平山村	男子が黒川尻で遺難・溺死。
き	29	文化10	1813	9	10	(長野)		喜太夫	百姓から一世足隕。長野姓。善く桶を製する為。
き	28	文化9	1812	4	9	喜八		西之村	科炭。(清順坊叔父)
き	28	文化10	1813	8	15	喜平衛		西町	5月18日材木を偽って畠島に運んで商売したため、科炭。
き	28	文化9	1812	4	9	喜平次		油久村	中之村僧侶清順坊に戴られ金を奪われる。
き	29	文化10	1813	1	22	休右衛門		現和村	科炭。
き	29	文化10	1813	1	22	休五郎		現和村	科炭。
き	28	文化10	1813	4	9	休七		阿高磯	罪を得て浅河塙戸櫓夫となる。
き	27	文化8	1811	2	20	休七		阿高磯	赦される。
き	28	文化9	1812	10	14	休藏		坂井村	昨年米入。今日計されて西之村に放たれる。
き	28	文化10	1813	6	10	休七		洲之崎	黒川尻で遺難・溺死。
き	29	文化10	1813	1	22	休之進		大勧院・晴雲院	大勧院・晴雲院年忌によつて罪を赦される。
き	29	文化10	1813	1	22	休之進		現和村	科炭。
き	28	文化9	1812	7		喜八		現和村	伊能忠敬一行の定丁夫となって勤労、3年間大山野免税。
き	29	文化10	1813	11	6	金右衛門		吉田村	鹿を盗んで坂井村移居。
き	29	文化10	1813	9	10	近之進		八木木工大作天下人。贈木により罰錢。	
き	29	文化10	1813	11		源五郎		水手・漁戸内に商売する際禁制品などを戴せて連座し罰錢。	
け	28	文化9	1812	7		源五郎		西之村	伊能忠敬一行の定丁夫となって勤労、3年間大山野免税。
け	28	文化9	1812	7		源五郎		現和村	伊能忠敬一行の定丁夫となって勤労、3年間大山野免税。
け	29	文化10	1813	11	3	小市		野間村	相撲取。相撲興行の墓命に合せ、故郷に帰される。
け	28	文化9	1812	7		孝八		増田村	伊能忠敬一行の定丁夫となって勤労、3年間大山野免税。
け	28	文化9	1812	4	20	小吉		野間村	宅火。
け	29	文化10	1813	9	10	小平太		大曾寺門前	百姓。博打により罰錢。
け	29	文化10	1813	9	10	小平太		百姓。博打により罰錢。	

50音	卷	和暦	西暦	月	日	(姓)	名	地域名・村名	その他の事項・記事
こ	29	文化10	1813	11	6	小平太	下西之表村?	鹿を盗んで西之村上瀬田に移される。	
こ	29	文化10	1813	9	10	五平太	美摩十郎・太平天下人。博打の罪で罰錢。		
こ	28	文化9	1812	7		権右衛門	住吉村	伊能忠敬一行の定丁夫となって勤労、3年間大山野免税。	
こ	30	文化11	1814	3	15	権右衛門	下西之表小牧野	土民。火災。	
こ	29	文化10	1813	9	10	権右衛門	住吉村	賭博により罰錢。	
こ	29	文化10	1813	4	21	(小浜) 権右衛門	能野?	製鹽の功によつて一世足輕となる。	
こ	28	文化9	1812	7		毎次郎	鳥間村	測量隊が鳥間村にあるとき、作事方定丁夫となり免役1年。	
こ	28	文化9	1812	10	14	佐次郎	坂井村	黒川尻で運難、溺死。	
こ	28	文化9	1812	7		文化9	下西 休太郎	伊能忠敬一行の定丁夫となつて勤労、3年間大山野免税。	
こ	28	文化9	1812	7		三吉	増田村	伊能忠敬一行の定丁夫となつて勤労、3年間大山野免税。	
こ	28	文化9	1812	7		左衛門	現和村	飾原氏巡行協力によつて免役1年。	
こ	30	文化11	1814	3	4	三四郎	西之濱	住吉丸水手。幾郎への諸貨物の多くを粉失して罰錢。	
こ	28	文化9	1812	7		三之丞	現和村	鮮原氏巡行協力によつて免役1年。	
こ	28	文化9	1812	7		文化9	下西 休太郎	飾原氏巡行協力によつて免役1年。	
こ	30	文化11	1814	7		周吉	洲之崎浦	熊野丸船付水手。罰錢。	
こ	28	文化9	1812	4	9	周五郎	坂井村	罪を犯して國上村瀬戸瀬大となる。	
こ	29	文化10	1813	6	10	周五郎	坂井村	赦される。	
こ	29	文化10	1813	9	10	左衛門	百咲。贈博により罰錢。		
こ	29	文化10	1813	10	11	周次郎	島間村	偽りて信牌をつくり材木を長崎に商つた咎で罰錢。	
こ	29	文化10	1813	10	11	周次郎	島間村	島間村市部右衛門の船長。瀬戸内に商売するに禁を犯し罰錢。	
こ	30	文化11	1814	6	19	周助	島間浦	東洋の御石舟門の水手。罰錢。	
こ	27	文化8	1811	6	13	周八	安城村	博打に坐して下獄。	
こ	28	文化9	1812	4	9	周八	野間村郷士石堂瀬五郎の馬を完つて博打の資とするを助ける。		
こ	29	文化10	1813	6	10	周八	安城村	赦される。	
こ	29	文化10	1813	10	11	庄九郎	島間村?	偽りて信牌をつくり材木を長崎に商つた咎で罰錢。	
こ	28	文化9	1812	7		四助太	安那村	伊能忠敬一行の定丁夫となつて勤労、3年間大山野免税。	
こ	28	文化9	1812	7		新蔵	現和村	伊能忠敬一行の定丁夫となつて勤労、3年間大山野免税。	
こ	28	文化9	1812	7		新蔵	平山村	娘が黒川尻で運難、溺死。	
こ	27	文化8	1811	6	13	次平太	濱津脇	造船費用被出によつて代々野町人となる。	
こ	28	文化9	1812	4	9	次平太	庄司浦	旅行禁止。	
こ	29	文化10	1813	6	10	次平太	新蔵	現和村庄司浦	罰錢。旅行禁止にかからず船がに漁崎、大坂で禁制の牛皮を商う。
こ	29	文化10	1813	10	11	次平太	新蔵	造船費用被出によつて代々野町人となる。	
こ	28	文化9	1812	7		新蔵	庄司浦	娘が黒川尻で運難、溺死。	
こ	27	文化8	1811	4	8	新蔵	庄司浦	造船費用被出によつて代々野町人となる。	
こ	29	文化10	1813	1	22	新蔵	庄司浦	伊能忠敬一行の定丁夫となつて勤労、3年間大山野免税。	
こ	30	文化11	1814	4	24	新蔵	濱津脇	足輕改島七郎太の娘と情死。	
こ	28	文化9	1812	10	14	次平太	平山村	娘が黒川尻で運難、溺死。	
こ	27	文化8	1811	4	8	次平太	濱津脇	造船費用被出によつて代々野町人となる。	
こ	29	文化10	1813	1	22	次平太	庄司浦	伊能忠敬一行の定丁夫となつて勤労、3年間大山野免税。	
こ	30	文化11	1814	4	24	次平太	庄司浦	足軽改島七郎太の娘と情死。	
こ	28	文化9	1812	10	14	次平太	坂井村	娘が黒川尻で運難、溺死。	
こ	27	文化8	1811	4	8	次平太	坂井村	知吉才兵衛を魔頭へ(船に乗せ)た功で野町人格となる。	
こ	28	文化9	1912	7		次平太	國上村	科禁。	
こ	30	文化11	1814	7	23	十助	中之村	伊能忠敬一行の定丁夫となつて勤労、3年間大山野免税。	
こ	28	文化9	1812	10	14	十助	坂井村	娘が黒川尻で運難、溺死。	
こ	28	文化9	1812	8		次平太	住吉村	知吉才兵衛を魔頭へ(船に乗せ)た功で野町人格となる。	
こ	27	文化8	1811	4	8	次平太	國上村	科禁。	
こ	28	文化9	1812	7		仁七	現和村	伊能忠敬一行の定丁夫となつて勤労、3年間大山野免税。	
こ	29	文化10	1813	11		仁七	伊能忠敬一行の定丁夫となつて勤労、3年間大山野免税。		
こ	30	文化11	1814	1		仁七	次郎	安城村?	
こ	28	文化9	1812	7		基助	増田村	久照父親取りとして魔頭に9年久照代に馬を納め田地3俵与えられる。	
こ	28	文化9	1812	10	14	基助	坂井村	表が黒川尻で運難、溺死。	
こ	29	文化10	1813	10	11	基助	島間村?	偽りて信牌をつく材木を長崎に商つた咎で罰錢。	
こ	28	文化9	1812	3	21	基助	安城村?	科禁。功才。	
こ	28	文化9	1812	7		基助	清七	測量の際に仮屋番。免役1年。	
こ	28	文化9	1812	7		基助	中之村	伊能忠敬一行の定丁夫となつて勤労、3年間大山野免税。	
こ	29	文化10	1813	10	11	基助	増田村	信牌なき浦田浦の市次郎を自己の船水手とする。旅行禁止。	
こ	29	文化10	1813	6	10	基助	清六	水手。浦戸内に商賣する際禁制品などを戴せて連座し罰錢。	
こ	29	文化10	1813	1	22	基助	善右衛門	住吉丸水手。魔頭への諸貨物の多くを粉失して罰錢。	
こ	28	文化9	1812	9		基助	庄司浦	住吉丸水手。魔頭への諸貨物の多くを粉失して罰錢。	
こ	28	文化9	1812	9		基助	庄司浦	相撲取。相撲興行の禁令に合せ、故郷に帰される。	
こ	29	文化10	1813	9	10	(増野) 善蔵太	増田村	百姓から一世足怪になる。忙黒つを解めたため。	
こ	29	文化10	1813	10	20	(増野) 善蔵太	西町	飛輪船頭。魔頭との往復6日をもって賃され米2斗を与えられる。	
こ	28	文化9	1812	3	21	曾右衛門	安城村?	利成。功才。	
こ	30	文化11	1814	3	4	曾右衛門	出之脇浦	住吉丸水手。魔頭への諸貨物の多くを粉失して罰錢。	
こ	30	文化11	1814	3	4	曾右衛門	庄司浦	住吉丸水手。魔頭への諸貨物の多くを粉失して罰錢。	
こ	27	文化8	1811	4	8	金七	現和村田之脇	利成。	
こ	27	文化8	1811	4	8	金七	田之脇	利成。	

別表②-(a) 文書類の記事から(巻27から40) 日付については、記事の記載によった。

文書 頁	卷数	年号	西暦	月	日	参考となる史料	内容概略・特色など
*	3	27	文化8	1811	2	15	参考となる史料
*	7	27	文化8	1811	4	15	家老以下による島内巡回と一向宗禁止。藩への報告。
*	7	27	文化8	1811	5	18	追録7 1132-1113
*	7	27	文化8	1811	5	29	國老島津守監より奉公大字公島・鳥津安久衛が異國船到來の候、長崎奉行の命を伝える。
*	8	27	文化8	1811	5	5	國老島津守監より奉公大字公島・鳥津安久衛が伊能一郎についてその米を養子鳥家家老に書状で送達。
*	8	27	文化8	1811	6	6	國老島津安久衛が伊能一郎に於て「一之屋に安否かうかうことを命ぜ」。
*	10	27	文化8	1811	7	7	離子馬久病のあり、太守寿興への太刀・馬代銀襷を贈る旨に記載する。
*	12	27	文化8	1811	10	1	家老上妻宗愛が上書。大坂住登島勝入によって費用を助けることと千石許可。
*	16	28	文化9	1812	1	1	毎年百石の賦役金を免除する。
*	26	28	文化9	1812	9	青柳公史料1-2	國老島津安久衛が那井九郎(齊宣)・この年3歳)世子を告げる。
*	27	28	文化9	1812	12	20	北条織部守道が、久照に代わり、凶歳のえの重出米賛和を上書。
*	32	29	文化10	1813	2	20	官職期限が迫つたので、又上書して請う。
*	32	29	文化10	1813	2	20	國老島津安久衛が、昨年4月崩御に際して3名の隠慶について示した。
*	32	29	文化10	1813	2	4	本能寺・本興寺への香典に対し、返礼の書送られる。
*	34	29	文化10	1813	4	12	お隣の母於須賀死去の詔報、國老島津安久衛が云ふ。
*	34	29	文化10	1813	4	14	前太平清宣の凶歳の厄災を神社での祈禱で救うことを国老島津守監が命ずる。
*	34	29	文化10	1813	5	14	伊勢宮に萬1石寄附。
*	34	29	文化10	1813	5	17	官職期限が迫つたので、又上書して請う。
*	36	29	文化10	1813	7	12	國老島津守監が、重出来・電出銀の金を伝える。
*	36	29	文化10	1813	7	20	鳥居織部により唐船護送(山川)の命が伝えられる。
*	37	29	文化10	1813	7	19	村尾伊兵衛が唐船の件について一書を贈る。
*	41	29	文化10	1813	8	1	官職期限が迫つたので、又上書して請う。
*	43	29	文化10	1813	9	23	追録7 1298-130
*	44	29	文化10	1813	10	23	三位公・上石近久芳が大信公の上書をして請う。
*	44	29	文化10	1813	10	23	國老川上石近久芳が伊豫守として上書・献上のことを問う。
*	44	29	文化10	1813	10	23	官職期限が迫つたので、又上書して請う。
*	45	29	文化10	1813	11	11	國老川上石近久芳が伊豫守として上書・献上のことを問う。
*	48	30	文化11	1814	1	1	國老新納久井が南氣のため、北条織部をして医師毛間陽院の診療を上書して請う。
*	50	30	文化11	1814	2	1	種子島入照が南氣のため、北条織部をして医師毛間陽院の診療を上書して請う。
*	50	30	文化11	1814	2	1	輔時の官職期限が迫つたので、又上書して請う。
*	51	30	文化11	1814	4	1	大坂に勤める本出来期限の延長を、代わって北条織部が上書して請う。
*	52	30	文化11	1814	4	25	於八幡町方が松葉の底張者番を貰し腰もまた腰を貰す。國老川上石近久芳が令を伝える。
*	55	30	文化11	1814	7	1	上書して久照から輔時への委督相場を願う。
*	55	30	文化11	1814	7	1	國老新納久井が書面で流人の改宗者と病死者を報せる。
*	55	30	文化11	1814	7	1	毛間陽院の腰も全く届番を記すように命じ。家老西村時熙にこれを辭せん。
*	56	30	文化11	1814	7	28	屋久島の材を譲りて上書。
*	57	30	文化11	1814	8	1	藩はみだりに某種を賣ることを禁ず。
*	57	30	文化11	1814	10	18	千代君が八月廿六日を定めたことが伝えられ、業・普請が禁止される。
*	57	30	文化11	1814	10	18	國老川上久芳が他国人がこの国に来往した時の処置法を示す。
*	58	30	文化11	1814	12	3	種子島鶴時が上書して「久」の時を請う。
*	58	30	文化11	1814	12	21	久照から輔時への相続について両本山と伊勢御炊太夫に書を贈る。
*	63	31	文化12	1815	1	28	國老より宗門手札改めが命じられる。
*	64	31	文化12	1815	1	2	「久」の字を譲う。
*	64	31	文化12	1815	2	4	日等が總當で酒類を貸し、その利を受け。荷運料の為移動の面をもって返されるより請う。
*	64	31	文化12	1815	2	4	當時の豪督相場により法令書を出す。
*	66	31	文化12	1815	4	11	北条織部をして豪政に巻き込む。
*	67	31	文化12	1815	5	5	藩が、墨水村流人平六らのことを命じる。
*	68	31	文化12	1815	7	5	府庫空耗之為に1石毎の賦と税3升を定める。
*	69	31	文化12	1815	8	5	藩が1石每の賦と外に賦米1石5合を定める。
*	69	31	文化12	1815	9	2	藩が島の人數を点検し、来年4月までに報告すべき事を命ず。
*	70	31	文化12	1815	10	11	藩が宗門手札改めの日に酒食を催すことを禁ず。
*	70	31	文化12	1815	11	9	流人墨四郎の生歿について、縊方尊・横木・横木が檢察し報告。
*	71	31	文化12	1815	12	20	國老新納久井が流人平六を島久島へ、墨水村百姓次郎を百姓増加することを命ず。
*	73	32	文化13	1816	1	20	中山王が年頭板敷朝雲ヒの被船に際しての接待に、薄川糸方をして謝礼。
*	74	32	文化13	1816	2	27	藩が通集の報さざのため越入高島町、寺田高島町、薄川糸方などにして報せを命ず。
*	75	32	文化13	1816	4	29	岩坪甚兵衛の亡骸を曝すようにもが命じる。
*	75	32	文化13	1816	4	8	藩が、諸侯に属する郷士を「某郷郷士」と称するべしと命じる。
*	76	32	文化13	1816	5	9	上村笑之丞が国老町田監物の命を伝え、登録せしむ。

文番	頁	巻数	年号	西暦	月	日	参考となる史料	内容概略・特色など
*	76	32	文化13	1816	5	20	登城して船札を許可(五万石以上のために)。国老町田監物が命を伝える。	
*	79	33	文化14	1817	3	28	土橋等右衛門・鬼玉主藏が船面で罪人平六・彦四郎に判して連絡。	
*	81	33	文化14	1817	5	—	国老町田監物が三公重業の命で水谷村跡・那船を殺し、隠る2名の罪幹を看す。	
*	82	33	文化14	1817	6	29	向宗信者杉野林右衛門に書て、船札を殺し、隠る2名の罪幹を看す。	
*	83	33	文化14	1817	8	—	一向宗信者杉野林右衛門に書いて、放たれる。	
*	83	33	文化14	1817	9	—	藩・萬1石船に足頭の地頭米3升5合を命じる。	
*	83	33	文化14	1817	10	18	藩が、鷹子勘助5名が藩領に漂流し、長崎に帰り着き、今押羽島に着いたことを伝える。	
*	84	33	文化14	1817	12	21	漂流した水手について命じられる。	
*	84	33	文化14	1817	12	15	細井天香にして、藩に預けた銀圓で諸掛を賣い不平等を大輪横櫛山高30石の販家で船めた上書。	
*	125	36	文政3	1820	1	2	杉野清左衛門を藩が赦免。	
*	127	36	文政3	1820	6	29	現和村での火災報告。	
*	127	36	文政3	1820	7	1	父祖の腰う服を服せんとするれば、上書して譲うよう命じる。	
*	128	36	文政3	1820	9	7	新御奉行・持増之が時6月薩摩の水兵が土佐で船船した件の詔諭を官にて告げさせよと命ず。	
*	129	36	文政3	1820	11	13	土佐国での浜平次・勇八らのことを妻す。	
*	155	38	文政5	1822	1	—	さきに有罪者の木原半蔵をゆめるして種子島の義に入れる。	
*	156	38	文政5	1822	1	—	国老町田監物が船運賃のため官費を支拂候安定てかく大輪天香船運賃との合意を伝する。	
*	157	38	文政5	1822	1	22	久戸・萬1石船が大守寺公らに木原を船上して七夜を賣す。	
*	158	38	文政5	1822	2	—	川浦昌洋の宅地を買って下呂とし。	
*	160	38	文政5	1822	3	2	國老安房久備から、破船した奥州船の難入と、暑選を命じられる。	
*	161	38	文政5	1822	5	21	久戸から、三役に風俗・政の関係を問う(現地風俗に違和感?)。	
*	161	38	文政5	1822	5	15	上記の件について、家老より上申。	
*	163	38	文政5	1822	8	晦日	鹿を射ることを禁止しようとして、平成「田獣」(狩)する所以を問う。	
*	163	38	文政5	1822	8	晦日	國老新納内藏久邦が、前守とのことで延滞せよとの旨を伝える。	
*	163	38	文政5	1822	8	28	國老安房久備から、破船した奥州船の難入と、暑選を命じられる。	
*	163	38	文政5	1822	9	18	藩よりに山崎六郎・長野西助に唐通事技特米のことが命じられる。	
*	164	38	文政5	1822	10	24	中国漂流民の送還に關してか。藩の命令。	
*	164	38	文政5	1822	10	25	さきに川浦昌洋から購入して下駄が元々替えていたので、物語を聽くことを訴る。(誰が?)	
*	164	38	文政5	1822	10	25	高川畠昌洋から購入した際に、ついで市人内田喜次郎がこれを訴えること。	
*	165	38	文政5	1822	10	18	高川喜次郎が当地の数を記録、提出。	
*	166	38	文政5	1822	12	29	御納戸奉行から屬人(お隸)へ鰐落魚が贈られた。	
*	167	38	文政5	1822	12	18	國老鳥津久備の命、外船船員に當するための白面船頭職について。(翌年三日詔され)	
*	169	39	文政6	1823	1	—	(入道)母端人の病をもつて上書して、衣服を緩うせんことを譲う。	
*	170	39	文政6	1823	2	—	前太守(斎宣)が贈る、舟檻を教説。久道(久賀)とともに母端人の看病を命じる。	
*	170	39	文政6	1823	3	—	太守齊藤(苗)の書を貰はて定め。門太守が元頭・勘定御・船運賃の設置守を命じる。	
*	171	39	文政6	1823	5	1・2	國老川上業織久野外2名で重出来出銀のことを命じる。	
*	171	39	文政6	1823	5	18	國老川上久々方が、帰殿舎をして私に金を賣うことを禁じる。	
*	172	39	文政6	1823	7	29	牛馬を殺すことを禁じる。家老をして一島に云達。	
*	175	39	文政6	1823	12	16	法を出して荷物を禁じる。家老をして一島に云達。	
*	175	39	文政6	1823	12	3	久戸が在島ゆえ、北条綱守直が上書して、各代が津大刀を戴することの承認を得る。	
*	179	40	文政7	1824	3	—	北条義詮が上書し、傭人達者の旗・新兵衛が精抜に家に帰ることを請う。	
*	180	40	文政7	1824	4	12	國老町田監物が、大阪の源人4・5名が種子島に配流されるることを予告。	
*	183	40	文政7	1824	5	20	津が、私に砂嘴を商つて、久戸の賣人柳田・慶雲を歸に禁ぐ。	
*	185	40	文政7	1824	6	28	國老町田監物が、黒田船頭が異國船頭を殺し、黒田が船頭を告げる。	
*	186	40	文政7	1824	6	3	異國船頭に關して異國だけなく、船運賃(船頭手)にも報告べき事を、黒田が船頭を告げる。	
*	187	40	文政7	1824	7	8	國老町田監物が、黒田船頭が、異國に漂着・暴虐した三浦善兵・水野忠に連れて、船運賃の航行を禁むとする要請書の命を伝える。	
*	188	40	文政7	1824	7	16	國老町田監物が、異國船頭到來に際して、飛船2艘・同2通をもつて告げるよう指揮。	
*	189	40	文政7	1824	7	21	國老町田監物が、異國船頭を辭めから書類を以て回船の古澤・若狭守に命ぜられ、船頭守について聞か。	
*	191	40	文政7	1824	13	—	上書して衣服を緩くせんことを譲う。	
*	191	40	文政7	1824	17	17	公隸商人曰之助らの受け渡しについて。	
*	192	40	文政7	1824	18	3	名勝志再掲方より、堀川がいつ、どこから移したか間り合わせ。	
*	193	40	文政7	1824	9	朔日	北条義詮部上書し、久戸の官署を緩うせんことを譲う。	
*	193	40	文政7	1824	10	28	普に、久光・延喜・久戸は用人・柴田伊兵衛をして肴一折を敵せしむ。	
*	194	40	文政7	1824	10	—	太守公夫人遺物を久戸夫婦に贈る。	

別表②-(b) 文書一覧（一部抜粋）

文書 頁 頁数 和年号 西暦 月 日 文書名	内容概要・特色など							
104 187 40 文政 7 1824 7 町田久規達書 文書名	国老町田から用新築川伊豆守へ、異国人上陸の件について。							
105 190 40 文政 7 1824 8 13 川上久芳外三名連署申渡書 文書名	幕府・長崎奉行への報告に附して一回口外しないことを命じた(指令?)							
106 192 40 文政 7 1824 8 関8 田代久規申渡書 文書名	田代久規は、通牒・進撃・兵衛運署覚 同月8日異国人が生島へ来航して猿蕃を聞いた件を申伝し、海防強化を命ず。							
107 192 40 文政 7 1824 8 関8 田代久規申渡書 文書名	異國通禁令の処置(諸藩の領主大蔵頭に示す。宝島・佐賀間へ)への回答。							
108 198 41 文政 8 1825 1 1 新納久那外二名連署達書 文書名	太守公の命を伝える。言行を廣められること。							
108 199 41 文政 8 1825 2 19 大身分独立役所申渡 文書名	留守から監物(町田久規か)方へ返納すべき事を命ず。							
109 200 41 文政 8 1825 2 26 役所用人貸 文書名	桂子島三左衛門(時孝)の家格をもとして家老組と同列とする。							
110 200 41 文政 8 1825 3 種子島次郎右衛門口達覚 文書名	元服や目見えの格を定め、庶流世家の分を廢して同列とする。							
111 201 41 文政 8 1825 3 13 御所用人申渡書 文書名	黒職に就いて鉄砲譜古を講ず。その譜古次第、身分違いが混じることも前提。							
112 202 41 文政 8 1825 3 町田久規達書 文書名	20号の内容に沿って鉄砲譜古許可。							
113 202 41 文政 8 1825 3 28 申渡覚 文書名	北条義守御が内道(在島)代理で豊前守の命久光の入替取りやめ。							
114 203 41 文政 8 1825 3 町田久規達書 文書名	[絶交諭書(界)]として幼少からの手習説を引き進めるように命じる。							
115 203 41 文政 8 1825 3 町田久規達書 文書名	國老から吉賀を商うことを禁する。航跡・長崎交易の折合品目などを注意。							
116 204 41 文政 8 1825 5 町田久規達書 文書名	酒井の鍋利諸古のことを令す。特に種子島・七島宝島の異國通禁令をあげる)							
117 205 41 文政 8 1825 5 申渡覚 文書名	登城して五節句・八朔・年頭例札の礼席席る、知覽行覚の功劳を家老に讃さしむ。							
118 206 41 文政 8 1825 2 幕府裏書 文書名	異國船票米について詳細は報告義務などを命じる。							
118 206 41 文政 8 1825 2 幕府裏書付私令 文書名	異國船行私令。							
118 207 41 文政 8 1825 5 新納久那外二名連署申渡書 文書名	*この文書は抹消・異國への処置について「命ぜば」[打払]ではない。							
118 207 41 文政 8 1825 11 某申曉 文書名	上記文書について。天保元年10月異國方より久人・鹿目が削除等命じられた。							
119 207 41 文政 8 1825 5 種子島久道同書 文書名	昨年閏8月異國監査署の対処と4月命達の付私令を守るが確認。							
119 208 41 文政 8 1825 5 町田久規申渡 文書名	*張り紙、幕府の申度を指示、詳細は追って命ぜとある。							
	「付私(幕府の方針)」ではない。							

別表③-(a) 項目別(牛馬)

項目 頁 頁数 和年号 西暦 月 日 場所・関係者等 関係者 処罰内容 概要	項目別(牛馬)
牛馬 21 28 文化7 1812 5 22 坂井村百姓 戸兵衛 牛馬 30 29 文化10 1813 1 22 現和村庄司浦 新威 牛馬 30 29 文化10 1813 1 22 現和村近政 牛馬 30 29 文化10 1813 1 22 現和村庄屋・攝目 不明 牛馬 30 29 文化10 1813 1 22 現和村庄司浦 藤石衛門 牛馬 30 29 文化10 1813 1 22 現和村庄司浦 不明 牛馬 30 29 文化10 1813 1 22 現和村庄司浦 淳右衛門 牛馬 30 29 文化10 1813 1 22 現和村庄司浦 淳左衛門 牛馬 30 29 文化10 1813 1 22 現和村庄司浦 上妻喜三次 牛馬 35 29 文化10 1813 5 18 能野 上妻勘之進 牛馬 40 29 文化10 1813 8 19 「役所物奉行兼」 石堂・休兵衛 牛馬 41 29 文化10 1813 8 味噌野牧司 牛馬 45 29 文化10 1813 11 6 住吉村 長野平半・上妻新五右衛門 牛馬 69 31 文化12 1815 9 2 納棺庄村屋 不明 牛馬 71 31 文化12 1815 11 26 太守(音無)の命を奉じて牛馬(雲馬)に恩赦する。 牛馬(雲馬)は西城の命を守る者多し(寺人)。 牛馬 81 33 文化14 1816 4 14 釜永村・その他百姓ら 長野平半・上妻新五右衛門 牛馬 108 35 文化2 1819 2 23 板井村賓馬にて競馬。科炭3俵の处罚。 坂井村賓馬にて競馬。科炭3俵の处罚。 牛馬 109 35 文化2 1819 9 2 納棺庄村屋 日高平次 牛馬 144 35 文政2 1819 2 23 墓永村百姓 「牛馬は羅馬の至宝」不レの勤務。本法寺一年。 牛馬 144 35 文政2 1819 3 24 墓永村百姓 牛馬 153 37 文政4 1821 11 「島津久備申渡書」 山縣平四郎 牛馬 161 38 文政5 1822 5 12 本源寺門内に牛馬通路・不備を入れることを禁じる。 「牛馬は羅馬の至宝」不レの勤務。本法寺一年。 牛馬 166 38 文政5 1822 12 「川上久芳申渡書」 牛馬 172 39 文政6 1823 6 29 (文書欠・記事のみ) 牛馬を殺すことと禁じる。 牛馬 172 39 文政6 1823 8 1 現和村近政 下獄3年。訴訟・切益・博打・牛を殺して。 牛馬を殺すことと禁じる。 牛馬 172 39 文政6 1823 8 1 (現和村近政?) 足堅 艇島助 下獄150日。訴訟・博打の他に牛を殺すと殺す。 牛馬を殺すことと禁じる。 牛馬 172 39 文政6 1823 8 1 納棺庄村屋 下獄200日。博打の他に休之進と牛を殺すの證。 下獄200日。博打の他に休之進と牛を殺すの證。	項目別(牛馬)

別表③-(b) 文書一覧(一部抜粋)

項目別(大神)								
項目 頁 頁数 和年号 西暦 月 日 場所・関係者等 関係者 処罰内容 概要	項目別(大神)							
106 35 文政2 1819 2 8 住吉浦・住吉郷 新太郎・郷士・庶人 本法寺5箇月	社祭の祭事に係りて是れを悉て詔の御願に御對照せしものと爲す。							
	*これには「大神(はいだいしん)」といふ御神事の御社(おやし)の郷士(ごうじ)の御願が記載せり。							
107 35 文政2 1819 2 8 組士 通牒兼昌 日輪寺2箇月	郷士や郷士までが闇わしたことにして注意を要す。							
	*郷士であるながら村民に主として善五郎門の氣を覺え。							
107 35 文政2 1818 2 8 下石寺元金司 新次郎 10俵	新次郎が持つて郷社に奉事する所は「通牒兼昌」。							
	*戸頭開帳あつて郷社に奉事する所は「通牒兼昌」。							
107 35 文政2 1818 2 8 (下石寺)塙屋中 20俵	精神性から諱明される事様ははいだいしんが御禁物である。							
107 35 文政2 1819 2 8 納棺村牧川郷士 有留庄右衛門 本善寺5箇月	免を給ひ十助の差を蒙し、瓦を破り材を残す。 人情を以てしたるを諱していざるが故に御禁物である。							
	*通牒に及んで嘗ての推測、詮義なし。							
107 35 文政2 1819 2 美底杉右衛門 善福寺5箇月	*通牒の流行や背景にあるのか?							
	通牒(おほせき)は新田郷の通牒(おほせき)より大神(はいだいしん)を齋主。							
215 41 文政8 1825 11 25 上妻角太 本通寺90日	といひて里を恐れしゆく御殿(おほせき)とある。							
215 41 文政8 1825 11 25 城邑町頭 妙泰寺7日	大神で諱勝され、詮義ある。							
215 41 文政8 1825 11 25 上妻仁左衛門 隆興寺7日	上記連座。							
215 41 文政8 1825 11 25 上妻庄右衛門 運勝寺7日	上記連座。							
215 41 文政8 1825 11 25 上妻周左衛門 比	上記連座。							
215 41 文政8 1825 11 25 上妻周右衛門 比	上記連座。							
215 41 文政8 1825 11 25 羽生伊右衛門 比	上記連座。							
215 41 文政8 1825 11 25 上妻周左衛門 比	上記連座。							